

之に對し近藤達兒君より「本問題は區劃整理を行ふに付市民の特に知らむとする處の問題ならむと思はる、聞く處によれば清算金の算定は豫め路線價なるものを算定し置き之に依りて計算を爲すものとなるが其の路線價なるものゝ算出方法は東京市、東京府、東京府農工銀行、或は勸業銀行若は興業銀行等の算定を基礎とし、而も震災後に於ける土地價格の最も暴落したる時を根據として算出し居る様記憶す、又一方區劃整理後の清算金は區劃整理後土地の價格は増大するものと看做して高價に見積りて清算を爲すものゝ如し、然るときは清算金を支拂ふ場合に當りては高き根據に基く所の算出方法に依り清算金を徴收せられ、補償金を支拂ふ場合には少なる所の路線價に依りて算出せられたる少額なる補償金を受くる結果となるを以て、昨今市民の間に頗る疑惑を懷く者尠からず、此の點明白なる答辯を得たし、又清算金の支拂方法は震災後大なる打撃を被り居る東京並横濱市民の震災後に於ける經濟状態は著しく疲弊の極にあり、然るに僅かに三年の期限を以て之を完納せしむることは頗る慘酷なる處置ならむと考へらる、加之之に對して利子を附するに至りては恰も高利貸と同一視せらるゝに非ずや、東京市に於ける道路の受益負擔金若は下水の利益負擔金の如きは十箇年の年賦なるを以て政府に於ても之等の點に鑑みて之を十箇年の年賦金にする考はなきや、次に第五條に「清算金ニ剩餘ヲ生シタルトキハ其ノ剩餘金ハ整理施行者カ行政廳ナルトキハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳又ハ公共團體ナルトキハ其ノ公共團體ニ歸屬ス」とあるも、是れは政府當局の言明する所に依れば、區劃整理を行ふべき一地區内に於ける清算金は其の地區内に於ける所の補償金を受くべき者に支拂ふべきものなるを以て、國庫の收入若は公共團體の收入となるべき所の清算金は無しと言明せられたる如く記憶す、然るに國家若は公共團體、即ち區劃整理の執行者が剩餘金を收得する規定を設けあることは所謂今日迄政府が區劃整理の施行に依り利得を爲すものと云はざるを得ず、之れは前述の如く補償金の場合に於ては震災直後に於ける最も下落せる當時の地價を根底として計算し、又清算金の場合に於ては區劃

整理後昇騰したる市價を以て換算したる額を市民より徴收し以て此の間の差額を益するものならむとの疑惑は當然起る所ならむ」と當局の答辯を促す所あり。

清野政府委員補償の場合は整理前の平均地價を補償すべしといふことは勅令の規定に基き、即ち震災前の平均地價を一定の數額の上より割出し整理前の地價なるものを決定したるものなり、清算に付ては寧ろ此の整理前の地價を代表する土地の價格を指數にて現はし、此の指數に最も接近せしむるを

を以て、國庫の收入若は公共團體の收入となるべき所の清算金は無しと言明せられたる如く記憶す、然るに國家若は公共團體、即ち區劃整理の執行者が剩餘金を收得する規定を設けあることは所謂今日迄政府が區劃整理の施行に依り利得を爲すものと云はざるを得ず、之れは前述の如く補償金の場合に於ては震災直後に於ける最も下落せる當時の地價を根底として計算し、又清算金の場合に於ては區劃

整理後昇騰したる市價を以て換算したる額を市民より徴收し以て此の間の差額を益するものならむとの疑惑は當然起る所ならむ」と當局の答辯を促す所あり。

清野政府委員補償の場合は整理前の平均地價を補償すべしといふことは勅令の規定に基き、即ち震災前の平均地價を一定の數額の上より割出し整理前の地價なるものを決定したるものなり、清算に付ては寧ろ此の整理前の地價を代表する土地の價格を指數にて現はし、此の指數に最も接近せしむるを理想とすれども、實際技術上の見地より見るときは此の整理前の地價と整理後の地價とは相違を生ずるも只今の質問の如き事實は無く、尙此の清算金に付て三年は酷なりとの説は至極同感なり、東京市に於ける下水の十年に比して三年は短き様なるも、所謂清算金の徴收交付は政府に於て其の事務を行ふに過ぎざるものにして、本來の性質より謂ふ時は耕地整理の清算と同様當事者の間に清算勘定を爲すべき性質にして、此の事務を政府に於て取扱ふ關係上時に此の震災後の東京横濱に對して立替を爲すが爲に當事者の便宜上延期を認むるに過ぎざるものなり、下水の受益者負擔金とは其の性質全く異り、殊に三年と規定したるは大藏省の財政計畫の都合もあり、又利子を附する理由は區劃整理地區十六箇地區中五十一箇地區迄は東京市が施行する關係上、東京市は市債を以て之れが立替金に充つるより他に途なく、市債の利子は結局八分近きものなるに付利子を附するの餘儀なきものと認む」と答へ更に近藤達兒君區劃整理に付最も市民の苦痛に感ずるは移轉料の問題なり、此の移轉料が近來頗る小なりとの聲は各方面に於て耳にする所にして市民の最も困憊し居る今日少なき移轉料を與へて之を強制するが如きは市民の苦痛甚しきものなるを以て、何等か豫算の流用に依りて移轉料を増額するの途なきや」と問ふ。

清野政府委員之に答へ、「移轉料が若し誤りて小額となれるときは訴訟の途を法律に認め居れど訴訟を提起したるものなく、近藤君の質問は或は移轉料中の營業補償のことならむと想像せらる、若し然

りとせば各其の業體の如何に依り其の損害は支拂はるべきものにして、尙雜作の移轉料或は動産の移轉料も當然支拂はるべきものなり、之等は個々に對し其の當否を補償審査會に於て審議決定し居るを以て、不當のものなきことと認めらる、尙將來は一層注意を拂ふべしと述ぶ。

斯くて本案は議長指名十八名の委員附託となし、三月二十日以降委員會を開くこと三回、近藤委員より修正案提出あり、多數を以て可決確定す。

三月二十四日第一讀會の續開あり、太田委員長より委員會に於ける修正理由竝經過に付、本案は頗る重大なる案件にして、慎重審議を盡したきも會期切迫の折柄、是非共本日上程せざれば復興事業上非常なる影響を及ぼすべきを以て、委員長は懇談會を開き一時休憩をなし其の間充分懇談を爲し、其の際高木君、作間君より修正案に付熟議あり、遂に一致を見ずして政友會の近藤達兒君の修正案提出せらるゝに至れり、其の修正案は、本案の第二條を削除すること、第三條の「清算金ニ剩餘ヲ生シタルトキハ其ノ剩餘金ハ」とあるを削除し「第二條第二項ノ利子」と修正せり、之に就き高木君、作間君、安藤君、土屋君、近藤君より修正案に賛成意見の陳述ありたり、修正の理由は、區劃整理の爲に此の災害地の市民は一割の土地を減歩さるゝにより約三億五千萬圓の土地を無償にて提供することとなり、尙此の區劃整理換地の爲に家屋を移轉し、其の外各種の施設を要する爲多大の資金を要する故に、政府より交附せらるゝ補償金に依て之を支辨せむとす、然るに未だ區劃整理完成せざる整理後の清算勘定に依る清算金の徴收を以て充當相殺さるれば、現在の區劃整理地區内の住民は震災以來頗る困窮せる所に此の相殺勘定を以てしては假令移轉命令を受くるも實行し得ざることとなり、折角換地處分まで決定するも移轉不可能に至らば机上の區劃整理となるは明かなり、故に此の際徴收金の納附を更に二箇年延期したる次第なり、而して徴收交付濟めば互に清算金の剩餘なきに至るべし、然るに第五條の清算金に於て剩餘を生じたりといふ理由を訊ねしところ、繰替金に對し附帶する利子なりとの事なるを以

て其の利子が第五條の剩餘金に當ることとなるが故に、其の第五條を「第二條第二項ノ利子ハ」と明に修正せり、政府は之に對し財政上及區劃整理施行上に付勿論罹災民に對しては相當の利益を與へたり、是は大に同情致し居る次第なれども、此の補償金を充當すといふことは特別都市計畫法第八條の補償金の場合に於て清算金に充當することに決定し居るものにて當然の歸結として相殺を受くべきものなり、從つて若し第二條を削除すれば國に於ては約一千萬圓、東京市に於ては約二千七百萬圓、横濱市

此の相殺勘定を以てしては假令移轉命令を受くるも實行し得ざることとなり、折角換地處分まで決定するも移轉不可能に至らば机上の區劃整理となるは明かなり、故に此の際徴収金の納附を更に二箇年延期したる次第なり、而して徴収交付濟めば互に清算金の剩餘なきに至るべし、然るに第五條の清算金に於て剩餘を生じたりといふ理由を訊ねしところ、繰替金に對し附帶する利子なりとの事なるを以

て其の利子が第五條の剩餘金に當ることとなるが故に、其の第五條を「第二條第二項ノ利子ハ」と明に修正せり、政府は之に對し財政上及區劃整理施行上に付勿論罹災民に對しては相當の利益を與へたり、是は大に同情致し居る次第なれども、此の補償金を充當すといふことは特別都市計畫法第八條の補償金の場合に於て清算金に充當することに決定し居るものにて當然の歸結として相殺を受くべきものなり、従つて若し第二條を削除すれば國に於ては約一千萬圓、東京市に於ては約二千七百萬圓、横濱市に於ては百五十萬圓、合せて約三千八百萬餘圓の繰替が増加することとなり、さすれば斯の如き繰替金が此の際餘裕あることにあらざるを以て頗る困難なる事情となる、故に之に同意すること能はずといふにあり、又第三條の延納に付きても同様なる結果を來すべし、之に對して高木益太郎君は區劃整理は都市計畫法第五條に依れば都市計畫事業ノ一部ヲ施行スルコトヲ得と云ふ條文あるが故に、政府は豫算の範圍内に於て事業を施行するとすれば別段財政に支障を來すことなしとの御意見なるも、何れにしても此の區劃整理を國家が施行するに當り、住民の利害を豫察し其の困苦を無視するを得ず、故に住民の經濟上困難する所を救濟し、之を助成して帝都復興の大事業を促進せしむること肝要なり、此の意味に於て此の繰替をなすは已むを得ざることと信ず、而して討議の結果沼田嘉一郎君より意見ありしも、結局第三條の修正案を可決せりと報告す。

次で議長は少數意見の報告を求む。

少數者意見

第三條第一項中「三年」を「五年」に改む。

吉川吉郎兵衛君少數意見を報告す、其の大意に曰く修正案は罹災民に對しその同情度を過ぐる所あり、吾々に於ても罹災民を思ふこと勿論なるも、過度の同情は却て面白からざる結果を見るに至る可きを以て、吾々は罹災民を思ふと共に國家の爲をも深慮せざるべからず、故に最も公平且妥當なる決

議をなすべきなり、原案には、補償金及清算金が同一人に於て交付徴收さるゝ場合には之を相殺すべき旨あるも、修正意見に於ては補償金を先に交付し、清算金は之を後にして長年賦を以て之を徴收せんと意向なり、之は甚だ不合理なりと考へらる、故に交付すべきものは交付し、過剰ある場合は清算金として徴收し、不足ある場合は之を支拂ひて同時に行ふを最も合理的なりと考ふ、斯くて本修正案は特に罹災民の經濟状態を充分に考慮し、徴收すべき清算金の分納を認めて其の分納を三箇年を五箇年に修正せるも、多數者支持の修正案の如くするときには相殺に便にして適當なる處置を失はしむるのみならず、政府の財政に於て約一千萬圓以上の豫算を立替金として増加せざるべからず、斯の如きは現在國家財政の現状に照し甚しく當を缺くものなりと信ず、政府原案は罹災民を思ふと共に國民の爲に國家の財政を考慮して至極公平なる原案なり、以上の議論は東京市及横濱市に付ていふ修正案に依るときは東京市は約二千七百萬圓、横濱市は約百五十萬圓の立替豫算を増加せざるを得ず、是又兩市財政上堪ふる所にあらざるを以て、第二條及第五條に關する修正案は適當にあらず、故に第二條の修正削除第五條の修正とは反對し、第三條の清算金の分納を認め、此の期限を三箇年とあるを五箇年に修正し、其の他は全部原案賛成なり」と。

此の少數意見には成規の賛成あり、仍て少數意見も修正案として成立し討論に入る、其の要領左の如し。

作間耕逸君は本員は本案に付委員長の修正報告に賛成し少數意見に反對する者なり、與黨の一人たる本員が政府の意見に反きて平素政見と立場を異にする政友會革新俱樂部の諸君と共に本案の第二條第三條及第五條に對し敢て同一の修正意見を唱ふるは實に心苦しき次第なるも、本員等は區劃整理事業の過去を顧み、又其の將來を思ひ、一は政府の爲一は市民の爲に道理と實際上より確乎たる信念を有するものなり、元來補償金なるものは政府又は市が市民より必要な地所を提供せしめ其の内

一割は無償提供一割を超ゆる所の五分なり八分なり或は一割なりが即ち補償金に依つて市民より提供せしむるものなるを以て、市民は此の補償金を得ることにより一割無償提供の幾分の埋合を爲し、又それを融通利用して以て自己の復興の資金となすべく、之を待つこと甚だ切なるものあり、然るに政府は區劃整理施行と同時に著々として與ふべき補償金を與へずして、それと全く別關係にある清算金と此の補償金とを相殺的に充當せむとするは即ち此の第二條の趣旨なり、而して一方の清算金は區劃

作間親逸君は本員は本案に付委員長の修正報告に賛成し少數意見に反對する者なり、與黨の一人たる本員が政府の意見に反きて平素政見と立場を異にする政友會革新俱樂部の諸君と共に本案の第二條第三條及第五條に對し敢て同一の修正意見を唱ふるは實に心苦しき次第なるも、本員等は區劃整理事業の過去を顧み、又其の將來を思ひ、一は政府の爲は一は市民の爲に道理と實際上より確乎たる信念を有するものなり、元來補償金なるものは政府又は市が市民より必要なる地所を提供せしめ其の内

一割は無償提供一割を超ゆる所の五分なり八分なり或は一割なりが即ち補償金に依つて市民より提供せしむるものなるを以て、市民は此の補償金を得ることにより一割無償提供の幾分の理合を爲し、又それを融通利用して以て自己の復興の資金となすべく、之を待つこと甚だ切なるものあり、然るに政府は區劃整理施行と同時に著々として與ふべき補償金を與へずして、それと全く別關係にある清算金と此の補償金とを相殺的に充當せむとするは即ち此の第二條の趣旨なり、而して一方の清算金は區劃整理完成後初めて生ずる利益にして、而もそれが果して利益を生ずるや否やは區劃整理後數年、十數年、或は數十年を経ざれば不明なるものなり、單に區劃整理に依り土地の價格が騰貴すといふが如きは机上の空論にして、かゝる想像的相場により算定せられたる金額即ち其の金額たるや單に市民間に於いて取引し得るのみにて政府又は市が直接關係を有せずして自己の所有若は權利に歸屬せしむる能はざる金額を以て其の支拂と差引せむとする原案第二條が如何に不法暴戾的なるかは諸君の判斷に訴へむとする所なり、補償金は單に政府又は市が市民に對して、提供せる特定の土地の代償として支拂ふべき金額なるに、之に對して市民同志が單に未來の計畫に依り受渡する金額を以て差引せむとするは、政府が今支拂ふべき現金と市民が將來受くべき前途未確定の金額とを強ひて差引をなして決算せしめむとする趣旨に基くものと原案第二條は考ふるを以て該案には賛成し能はざるなり、又支拂の時期に於ても、補償金は區劃整理に著手すると同時に支拂はるべき金額にして、清算金は區劃整理完成後に於いて定まるべき金額なり、この兩者を差引くといふが如きは、政府は市民が一日も早く受領せざれば移轉し難き金を押へ、區劃整理後の金額と差引決算せむとするものにして、政府は手許に於て補償金を押へ置きて區劃整理完成後まで市民を待たしめむとするものなり、現在の如き遅々たる状態に於て區劃整理を施行しつゝある間、市民は空しく其の勘定を待つが如きは如何にも堪え難き損害と苦痛たるは明白なり、又第五條の原案の趣旨には剩餘金を生ずることになり居れるも、清算金に剩餘

の生ずる筈なし、何となれば、清算金なるものは一方より取りて一方へ渡す金にして、政府又は市は單に其の金の取次をなすに過ぎずして毫も自己の權利に屬すべき性質のものにあらず、即ち地區に於て善き場所を得たる人々より徴收せる合計金を悪しき場所に移りたる人々に分配し、それにて清算金の分配は終るべきものなれば、其の間政府の手許に清算金の餘ることは道理上にも實際にもある筈なし、然るに原案第五條は此の清算金に剩餘を生じたる場合には之を政府或は市の權利に歸屬せしむることゝなせり、是は清算金の性質より考へ不可能なる事なり、政府は清算金の使用に依り自然利子を生じ、其の利子なるものが市又は政府に歸屬すといふ、然らば何故に第五條に明に利子は政府又は市に歸屬すと規定せざるや、原案第五條を見るに利子及元金の區別なく、清算金の總てを市又は政府に於て取上げ得ることゝなり居れるを以て、其の誤解を避け利子だけに止むる旨を明かにする意味に於て第五條をも改正せざるべからずと思考す、尙第三條の清算金を人民より分納せしむる義務に就きて原案の第三條には三年間となり居るが、御承知の通り下水道事業道路事業等總て斯かる場合には大抵十箇年を以て分納期と定め居れり、政府に於て無條件にて行ひ或は市に於て無條件にて行ふ下水道の受益者負擔金さへ市民は十箇年に之を分納することになり居れるに拘らず、區劃整理は市民に於て多大の犠牲を拂ひ、多大の苦痛と損害とを忍びて之を行ふものなるに、清算金が今の下水道の負擔金よりも遙かに短く三箇年に之を止めむとするは過酷に失するものと認むるを以て、第三條の三箇年とあるは五箇年に改めむとするものなり、吾人は更に七年或は十年を希望するものなれども、それは餘りに長きに過ぎ本案の通過も困難なるべきにより、是は五箇年の修正に讓歩する次第にして、其他第二條の修正並第五條の修正は以上の理由に依り絶対に原案に賛成し得ずして修正案に同意を表する次第なり」と意見を述べ、折原巳一郎君は之に對し「予は只今問題になり居れる法案に對し少數者の意見に賛意を表するものなり、極めて簡単にその理由を述べむに、本案に對する政府の説明によれば同

一時に交付すべき補償金と徴收すべき清算金とが相合する場合には其の金額の範圍に於て相殺するとすることなるが、其の結果若し此の相殺方法を取らずとすれば國家に於ては約千萬圓、東京市に於ては二千七百餘萬圓、横濱市に於ては百五十萬圓の市費の負擔増加することゝなり、如何にも市民が災害に遭ひ困難の状態にあることに向つては滿腔の同情を表するものなれども、此の清算金と補償金との相殺は決して無理なる行爲を爲すものにあらず、右の手より拂ふべきものと左の手に取るべきものと

餘りに長きに過ぎ本案の通過も困難なるべきにより、是は五箇年の修正に譲歩する次第にして、其の他第二條の修正並第五條の修正は以上の理由に依り絶対に原案に賛成し得ずして修正案に同意を表する次第なり」と意見を述べ、折原巳一郎君は之に對し「予は只今問題になり居れる法案に對し少數者の意見に賛意を表するものなり、極めて簡単にその理由を述べむに、本案に對する政府の説明によれば同

一時に交付すべき補償金と徴收すべき清算金とが相合する場合には其の金額の範圍に於て相殺することとなるが、其の結果若し此の相殺方法を取らずとすれば國家に於ては約千萬圓、東京市に於ては二千七百餘萬圓、横濱市に於ては百五十萬圓の市費の負擔増加することとなり、如何にも市民が災害に遭ひ困難の状態にあることに向つては滿腔の同情を表するものなれども、此の清算金と補償金との相殺は決して無理なる行爲を爲すものにあらず、右の手より拂ふべきものと左の手に取るべきものとが同時に相合したる場合に其の分だけ相殺するものにして、若し清算金の交付を更に數年遅くせばより多く利益なるべきも、それにては市及國の負擔が極めて多大に上り、或る部類の人々の利益の爲に全般の國費或は市費を以て之を負擔することの穩當ならざるは他の方面に於ても幾多の實例あり、吾人は此の見地より清算金と補償金との相殺といふことは寧ろ適當なる法案なりと認め本案に賛成する次第なり、尙第三條の點に付きては作間君の説明ありしと同様なる理由を以て三年とあるを五年に修正したる次第なり」と論じ、安藤正純君之に次いで「本問題は範圍より見れば一地方の問題なれども之を國民經濟上より考へ、又是が國民思想に影響する上より考ふれば其の利害は必ずしも一地方の問題とのみ言ふを得ざるべし、而して此の清算と補償との問題に就きては言ふべきこと多きも已に作間君等が述べられ且今や會期明日に迫り居る場合、予は唯極めて簡単に此の修正案を支持するの意見を述べむ即ち本案に對する第二條第三條及第五條の修正案は我が政友會提出のものにして、憲政會の委員二三氏が之に賛成せられたる結果、我黨の修正案が通過せるものにして、清算金と補償金とは元來性質を異にし、補償金は換地の決定せられたるものに對し支拂ふべきものにして、清算金は區劃整理以後に於て之を清算すべきものなり、然るに補償金を清算金に充當して相殺するは理論上よりするも非なり、事實相殺は政府に至極便利なりと雖、政府及市に有利なるは大部分の罹災民には極めて不利となるべし、殊に災後復舊は表面上横濱も東京も單に外觀のみにて、其の内實を見るときは復舊復興に四

苦八苦の有様なり、此の區劃整理事業は百年の大計にして最も必要なことなるが、政府は之に對し殆ど準備なく著手し、徒らに机上の計畫を以てし、罹災民の實狀を顧慮するに遺憾多し、又事毎に種々なる失敗を醸し、爲に事業は進捗せずして甚しく其の權威を失墜し、此の事業の中央官衙たる復興局よりは中樞幹部に數人の驚くべき犯罪者を出し、今や復興局は國民疑惑の中心となれり、市民が熱心に一日も早く帝都を復興し又經濟を復活せむとする悲痛慘憺の時に於て區劃整理の事業を行ひ特別都市計畫を行ふ其の中心當局たる復興局が斯る疑獄の府となりたる結果、區劃整理事業、特別都市計畫事業に權威なく、市民が容易に之を信ぜざるに至りたるは蓋し當然の事なり、されば今此の案も我等の修正に従へば幾分市民の信用を恢復するものといふべく、吾等の修正案の如く補償と清算とを別々にすれば國に於ては一千萬圓、東京市に於ては二千七百萬圓、横濱市に於ては百五十萬圓一時立替をなし、それだけ負擔増加せむも是は結局一時の立替に過ぎざるものなり、少數意見者はそれにては國庫が負擔し得ずして國家の財政上困難となるべしと頻りに繰返へさるゝも、抑々國民ありての國にあらすや、市民ありての市にあらすや、其の國民其の市民が今や塗炭の苦みを受けつゝあるを知らば、此の國際及市が夫れが立替をなすは寧ろ當然なりと謂はざるべからず、故に補償金は補償金として別に支拂ひ、清算金は三年を改めて五年の間に分納せしむるといふ我政友會の修正が尤も適當なりと思はる、殊に多數國民の福利増進を旨とし國民政治を行ふことは現政府が常に口にする所にして、又社會政策の實行を唱へ來れる現政府に於て此の修正案に反對の意を表明せるは驚くべきことなり、憲政會の中より高木作間の兩君が與黨として此の修正案に對し賛成の勇敢なる態度を取られたるは即ち黨派に忠實なる兩君とても市民塗炭の苦しみを見るに堪えざるが故に我等の案に賛成せられたるものならむ、願はくは此の案に對しては黨派を離れて憲政會の諸君も政友本黨の諸君も其の他の諸君も目下の都民の苦しみを察し我黨の修正案に賛成せられむことを熱望する次第なり」と大いに希望を述ぶる所ありたり。

斯くて採決に入り、議長は第三條中の「三年」を「五年」と修正する點を採決すべしとて賛成者の起立を求め、多數により共通の點を可決し、次に共通の點を除きたる委員長の報告に付採決に入る。

此の採決に就きては砂田重政君外三十名より記名投票によるべき旨要求あり、投票の結果投票數二百九十二、可とする者(白票)百十九、否とする者(青票)百七十二にして、即ち共通の點を除きたる委員長

會政策の實行を唱へ來れる現政府に於て此の修正案に反對の意を表明せるは驚くべきことなり、憲政會の中より高木作間の兩君が與黨として此の修正案に對し賛成の勇敢なる態度を取られたるは即ち黨派に忠實なる兩君とても市民塗炭の苦しみを見るに堪えざるが故に我等の案に賛成せられたるものならむ、願はくは此の案に對しては黨派を離れて憲政會の諸君も政友本黨の諸君も其の他の諸君も目下の都民の苦しみを察し我黨の修正案に賛成せられむことを熱望する次第なり」と大いに希望を述ぶる所ありたり。

斯くて採決に入り、議長は第三條中の「三年」を「五年」と修正する點を採決すべしとて賛成者の起立を求め、多數により共通の點を可決し、次に共通の點を除きたる委員長の報告に付採決に入る。

此の採決に就きては砂田重政君外三十名より記名投票によるべき旨要求あり、投票の結果投票數二百九十二、可とする者白票百十九、否とする者青票百七十二にして、即ち共通の點を除きたる委員長報告の修正は否決され、共通の點以外は原案通異議なく第二讀會を通過し更に第三讀會に移りて第二讀會通可決確定せり。

第二項 貴族院に於ける審議

衆議院に於て修正議決されたる本案は、三月二十四日に上程せられ、政府委員清野長太郎君の説明あり、次で議長指名九名の特別委員に附託さる。

三月二十五日委員會開會、原案通可決、即日本會議に上程、委員長子爵大河内輝耕君報告して曰く「特別都市計畫法第五條の土地區劃整理に伴ふ清算金及補償金に關する法律案の委員會の經過並結果を報告せむ、即ち本案は特別都市計畫法第五條に依り土地區劃整理を執行する場合に於て土地を收用せられたる者に對しては換地を與ふるものなるが、中には其の換地に過不足を生ずるため利益を得たる者よりは徵收金を取り、又損失せる者には補償金を與ふることとなり、政府は其の間に仲介者となり區劃整理進行の圓滿を期するが本案提出の第一理由なり、而して同一人に付き徵收金と補償金ある場合は本法第二條の規定に依り相殺さるゝ結果となる、但し徵收金を直に徵收すれば困難なるもの多くして事業の進行を阻むことあるを以て、それに對しては三年間の延納を許すこととなせるは此の法律案の綱目なり、而して衆議院は之を五箇年と修正せり、之に對し政府の意向として政府委員の説明に

依れば、此の案は區劃整理を圓滿に又迅速に執行する爲缺くべからざるものなる故、是非此の案を成立せしめたく修正に同意せり、次に質問に入り重要なる點に付種々質問あり、先づ此の延納の三箇年を五箇年にするに就ては豫算との關係如何、本年度の豫算に於ては御承知の通二十二萬七千餘圓の要求あり、徴収金と補償金との差引が茲に計上しある譯なるが、三箇年を五箇年に延期すれば従つて是が増加をなさざるを得ず、其の増加額は五十二萬三千餘圓なり、之を如何に始末するや豫算を更正すべきか又は他の方法を取るやとの質問あり、之に對して政府委員の説明は今分納を許す額は百圓以上なれども之を百五十圓迄上ほすか又は一つの地區の換地處分を來年度の四月まで繰延ぶるも亦一つの方法なり、又此の暮の議會に追加豫算を提出賛成を求むるも一法なり、何れかその一つに依り豫算との調和の途を取るべしとのことなり、次に分納金に附する利子は法定利率に依るや否やの質問あり、政府委員の説明は、分納は先づ恩典とも云ふべきものなる故餘り低率にては却つて一般市民に不當なる損害を與ふることゝなるべく、東京市債の利廻は八分位なるを以て先づ其の見當となさむとの意見なり、次に第四條の「統轄スル行政廳、又ハ公共團體」とあるは、國と横濱東京兩市長に限り都市計畫法の第五條と權衡を與ふる爲なり、第五條には「清算金ニ剩餘ヲ生シタルトキハ」とあれど、この剩餘なるものは清算金に附する利息を云ひ、此の利息を附せる分が過剩となるなり、此の特別都市計畫法は耕地整理法を準用するものにして、清算金の徴収は其の土地に附隨し居り、従つて不足を生じ得ざることゝなるとの説明なり、尙第三條に於て「三年ヲ超エサル期間ニ於テ分納スルコトヲ認ムルコトヲ得」とある故分納を認めざれば宜しきにあらずやとの質問に對し分納と云ふことは決して權利として認むるものにあらず、是は事實百圓以上のものに付ては分納を許すといふ事實上の取扱なりとの答辯にして、尙これ以外に何か立法する必要ありや否や其の邊に對する政府の意見は如何との質問あり、之に對し政府の答辯は將來別に立法を以て制度を改むが如き考なく、又世間にて裏通の區劃整理は中止せよと

云ふものなきに非ざるも、此の裏通の區劃整理を中止せば到底復興事業は圓滿に遂行し難く、尙其の一割の減歩に對しては國庫にて補償しては如何といふ者あれど、若し之を補償すとすれば國庫に於て一億六千萬圓の金を必要とし、到底財政上認容すること能はず、其の外區劃整理委員會のこと等に付種々意見ありしが要するに今後區劃整理を進捗せしむるには決して法律の改正に依るべきものにあらず、一に當局者の親切と熱心とに依り之を進捗すべきものなりとし、大體以上の質問應答ありて引續

る故分納を認めざれば宜しきにあらずやとの質問に對し分納と云ふことは決して權利として認むるものにあらず、是は事實百圓以上のものに付ては分納を許すといふ事實上の取扱なりとの答辯にして、尙これ以外に何か立法する必要ありや否や其の邊に對する政府の意見は如何との質問あり、之に對し政府の答辯は將來別に立法を以て制度を改むが如き考なく、又世間にて裏通の區劃整理は中止せよと云ふものなきに非ざるも、此の裏通の區劃整理を中止せば到底復興事業は圓滿に遂行し難く、尙其の一割の減歩に對しては國庫にて補償しては如何といふ者あれど、若し之を補償すとすれば國庫に於て一億六千萬圓の金を必要とし、到底財政上認容すること能はず、其の外區劃整理委員會のこと等に付種々意見ありしが要するに今後區劃整理を進捗せしむるには決して法律の改正に依るべきものにあらず、一に當局者の親切と熱心とに依り之を進行すべきものなりとし、大體以上の質問應答ありて引續き討論に入り何等異議なく滿場一致を以て決定せりと。

斯くて異議なく衆議院決定通原案可決確定し、大正十五年四月五日法律第五十二號として公布されたり。

第九節 防火地區内借地權處理法案

第一項 衆議院に於ける審議

昭和二年三月十五日政府提出に係る本案を第五十二議會衆議院本會議に上程す。

防火地區内借地權處理法案

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及土地ノ賃借權ヲ謂フ

第二條 市街地建築物法ニ依リテ指定セラレタル甲種防火地區内ニ於テ同法第十三條ニ基ク命令ニ定メラレタル建物以外ノ建物ノ所有ヲ目的トスル借地權ヲ有スル者カ其ノ土地ニ建物ヲ築造セントスル場合ニ於テ借地條件ノ變更ニ關シ當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ防火地區内借地委員會ノ意見ヲ聽キ借地權ノ殘存期間、從前ノ借地條件、土地ノ狀況、借地ニ關スル從前ノ經過等一切ノ事情ヲ斟酌シテ借地條件ノ變更其ノ他當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲相當ノ措置ヲ命スルコトヲ得甲種防火地區外ニ亘リテ借地權ヲ有スル者其ノ境界線ヲ超エテ建物ヲ築造スルノ必要アル場合亦同シ

前項ノ申立ハ其ノ事件ニ付先ツ借地借家調停法ニ依ル調停ノ申立アリテ其ノ調停ノ成ラサリシ場合ニ非サレハ

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

二五八

之ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 前條ノ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ相當ノ出捐其ノ他適當ノ條件ニテ借地權ノ消滅ヲ命スルコトヲ得

第四條 本法ノ裁判ハ借地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第五條 防火地區内借地委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 防火地區内借地委員ハ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所長之ヲ指定ス

第七條 防火地區内借地委員會ノ決議ハ委員ノ過半数ノ意見ニ依ル

第八條 防火地區内借地委員會ノ評議ハ秘密トス

第九條 防火地區内借地委員ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 本法ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十一條 本法ノ裁判ニシテ財産上ノ給付ヲ命スルモノハ執行力ヲ有スル債務名義タルノ效力ヲ有ス

第十二條 本法ノ裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

提出理由

市街地建築物法ニ依リテ指定セラレタル甲種防火地區内ニ於ケル耐火構造ノ建物ノ築造ニ關シ借地關係ヲ圓滿ニ處理スル爲同地區内ニ於ケル借地權ニ關シ適當ノ規定ヲ設クルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

司法大臣江木翼君提案の理由を説明し、「市街地建築物法に依り指定せられたる甲種防火地區内に於ては建物の構造に付著しき制限あり、借地權者が是等の地區内に於て建物を築造せむとする場合は、從來の借地契約通にては幾多の支障を生ずべきを以て、此の際適當の方法に依り當該借地權を變更し一面借地關係を公平にして且圓滿なる解決を計ると共に、他面に於ては防火地區計畫の進捗を圓滑ならしむるの必要を認め、本案を提出せる次第なり」と述べ、之に對し高本益太郎君堀切政府委員復興局

提出理由

市街地建築物法ニ依リテ指定セラレタル甲種防火地區内ニ於ケル耐火構造ノ建物ノ築造ニ關シ借地關係ヲ圓滿ニ處理スル爲同地區内ニ於ケル借地權ニ關シ適當ノ規定ヲ設クルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

司法大臣江木翼君提案の理由を説明し、「市街地建築物法に依り指定せられたる甲種防火地區内に於ては建物の構造に付著しき制限あり、借地權者が是等の地區内に於て建物を築造せむとする場合は、從來の借地契約通にては幾多の支障を生ずべきを以て、此の際適當の方法に依り當該借地權を變更し一面借地關係を公平にして且圓滿なる解決を計ると共に、他面に於ては防火地區計畫の進捗を圓滑ならしむるの必要を認め、本案を提出せる次第なり」と述べ、之に對し高本益太郎君堀切政府委員復興局長官の質問應答あり。

三月十七日委員會開會、主要なる質問應答左の如し。

近藤委員 此の法律案は借地人地主間の紛争を解決する上に於て頗る當を得たるものと認めらる、本法は借家借地の調停法の延長とも認めらるゝを以て調停法の内に包含しては如何。

司法大臣 借地法借家法と施行區域を大體同一にするを以て窮極の目的とし、差當り最も緊急の必要を感じ居るは東京横濱にして、特別保護をなし居る建物會社は數十萬圓の低利資金を運用し居るも借地の大部分が明確ならざる爲、建物會社が建物建築上の不便尠からず、本法を借地法借家法の延長と看做さるに非ざるも、先づ以て借地借家の調停法に依て其の目的を達し得ざる場合に於て裁判所が立入つて判決をなすの趣旨に出でたるものなるを以て、調停を爲すといふ趣旨に於ては同一なり、本案は更に一步を進めて借地委員會の決議を経て裁判所が條件を付し決定を與ふるを主眼とし、別に法律と爲すを適當ならむと認めて提案せしものなり。

近藤委員 第三條を見るに、同條は地主に於て借地權を買收することを規定せるものと認むるも、一面借地人も亦適當の出捐其の他適當の條件を以て是と同様に土地の買收を認めしめては如何、又委員會の意見なるものは裁判官の参考に資するに止まるものなるを以て一步を更に進めて、昨年より陪審制度も行はれ居る場合なれば夫れと同様に此の委員會に權限を與へては如何。

池田政府委員 「當事者ノ申立ニ因リ」といふ意味には地主及借地人兩者を包含して居り、又第二の點は借地借家臨時處理法中に裁判所が鑑定委員會の意見を聞く規定が設けられ、此の方法に依り相當の成果を擧げ居るを以て之に倣ふ事に致したる次第なり。

中島委員 第二條甲種防火地區外ニ亙リテ借地權ヲ有スル者其ノ境界線ヲ超エテ建物ヲ築造スルノ必要アル場合亦同シとあり、防火地區内に地所を有し且借地權を有し、斯くして其の境界線を超えて建物を築造することは其の防火地區内に借地權ありとの意味なりや。

司法大臣 甲種防火地區には二様の種類あり、例へば丸ノ内の如きは、一定の場所全部を防火地區となせる所謂或る區域に對しての防火地區の指定にして、他の一つは道路と民有地との境界線より奥行六間を以て甲種防火地區とするが如きものにして、茲に一例を擧ぐれば一つの借地權として設定せられたる地所あり、其の道路境界線より奥行十間、間口十五間のものとなれば夫れが全部一つの地主に屬し、一人の借地權者に屬し居るが如きものは即ち境界線を超えて建物を築造する場合を生ず、此の場合に於ては防火地區を超えたる部分の借地權も同様の條件を以てせざれば防火的の建物を築造するの目的に添はざる場合を生ずるを以て斯る場合を豫想せしものなり。

中島委員 第六條の委員の選舉方法は借地借家の調停法の委員の選舉法と大體同じきものなりや。

池田政府委員 大體借地借家調停委員の選任の方法と同様處理せらるゝものと思料す。

中島委員 第六條に「當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ云々」とあり、之れは當事者双方間に諒解したるものを選任する意味と思はるゝが、事實出來得るものなりや。

池田政府委員 裁判所側に於て選定せし者よりも當事者が双方信任する者ならば尙一層都合よしと思ふ。

中島委員 防火地區には不燃質物の建物に非ざれば許可せざるものなることは已に決定のことと思は

る、而して之れが最近に至り「バラック」期間が延期せられたりとの事なるが、何處迄も不燃質物の「建築に非ざれば許さぬ方針なりや。

堀切政府委員 震災後當分の間は防火建築に非ざるも差支なく「バラック」令は明年八月迄の期限になり

居れども、更に此の期間が十箇年延期になることに近々中決定することと思はる、然し區劃整理を

終れる地區内の新築は此の法律に支配さるゝものと思料す。

中島委員 第六條に當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ云々」とあり、之れは當事者双方間に諒解したるものを選任する意味と思はるゝが、事實出來得るものなりや。

池田政府委員 裁判所側に於て選定せし者よりも當事者が双方信任する者ならば尙一層都合よしと思ふ。

中島委員 防火地區には不燃質物の建物に非ざれば許可せざるものなることは已に決定のことと思は

る、而して之れが最近に至り「バラツク」期間が延期せられたりとの事なるが、何處迄も不燃質物の「建築に非ざれば許さぬ方針なりや。

堀切政府委員 震災後當分の間は防火建築に非ざるも差支なく「バラツク」令は明年八月迄の期限になり居れども、更に此の期間が十箇年延期になることに近々中決定することと思はる、然し區劃整理を終れる地區内の新築は此の法律に支配さるゝものと思料す。

斯くして本案は同月十九日第二回委員會に於て何等質問なく原案通決定し、次で同十九日本會議の續開あり、委員長村上紋四郎君の報告に次ぎ採決の結果委員會報告通可決確定せり。

第二項 貴族院に於ける審議

三月二十二日本案の上程あり、江木司法大臣の説明に次ぎ、九名の特別委員を指名、審査を之に附託す。

同月二十四日右第一讀會の續開あり、永田委員長より委員會の經過を述べ「本案は防火地區内に於ける借地權者の處理法を規定せしものにして、市街地建築物法に依れば甲種防火地域なるものは、其の地區内の建築物は不燃質物の耐火の構造たることを要するも防火地區内の土地は大抵所有者と借地人に區分せられ、内七割乃至九割は借地人に屬し、借地期限は多くの場合に於て一年三年五年といふが如き短期間のものあり、此の區域内に半永久的の建築物を築造せむとするに當り期限の延長其の他借地條件の變更する必要を生ずるに至り、殊に東京市の如き震災前に於ては甲種防火地區六十九萬坪なりしを震災後は百五十八萬坪に激増したる關係上一層不燃質物の建造を必要とするも、其の間種々の紛擾多きを以て之を調停するに當り借家借地調停法に依り現に調停爲し居るも調停の出來難きものに對しては裁判所は本法に依り適當の處置を爲すを以て其の主眼とす、本案は市街地の現狀並大震災火災

後に於ける東京横濱の現狀に鑑み極めて重要なるものと認めらる、委員會は昨日午前午後に涉り開會し當局との質問應答を重ねたる結果全會一致を以て可決せりと報告す、續て第二讀會第三讀會共何等異議なく原案通可決確定し、昭和二年三月三十一日法律第四十號として公布さる。

第十節 東京府及神奈川縣に於ける震災の爲土地區劃整理を施行せる地區内の假建築著手期限延長に關する法律案

本法律案は代議士矢野鉉吉外十四名に依り第五十六議會に提案せらる。

東京府及神奈川縣ニ於ケル震災ノ爲土地區劃整理ヲ施行セル地區内ノ假建築著手期限延長ニ關スル法律案

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニシテ大正十二年九月ノ震災ニ罹リタル爲土地區劃整理ヲ施行シタル地區内ニ限リ假設建築著手期限ヲ左ノ如ク之ヲ延長ス

一 劇場集會場旅館工場其ノ他ノ特殊建築ニシテ内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スルモノニ付テハ昭和八年八月末日迄

二 前號ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外甲種防火地區内ニ又ハ其ノ内外ニ亘ル建築ニ就テハ昭和十三年八月末日迄

提案理由

東京府及神奈川縣ニ於ケル震災地ニシテ土地區劃整理施行地ハ罹災民ノ窮狀ヲ考慮セラレテ政府ハ曩ニ大正十二年九月勅令第四百十四號ヲ以テ假設建築物ヲ許容シ更ニ大正十三年八月勅令第九十八號ヲ以テ假設建築著手期限ヲ延長セラレ又昭和二年三月勅令第三十三號ヲ以テ假設建築物ノ除却期限ヲ延長セラレタリト雖土地區劃整理施行地區ニ於テハ換地位置決定告示後ハ右法典ノ恩惠ニ浴スルコト能ハス然ルニ罹災民ハ財界不況ノ爲未タ經濟的復興ニ惠マレス震災ノ瘡痍今尙

癒エス疲弊困憊ノ極ニ達シ到底本建築ヲ爲スノ力ナシ依テ假建築著手期限ヲ延長シ以テ罹災民ノ經濟的復興ニ資セムト是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右は昭和四年三月十九日本會議に上程、特別委員を設けて審議したる結果、第一項中「左ノ如ク之ヲ延長ス」とあるを「左ノ如ク之ヲ變更ス」と修正、第一項第二號を「前號ノ規定ニ依ルモノヲ除ク建築ニ付テハ昭和十三年八月末日迄」と修正。

東京府及神奈川縣ニ於ケル震災地ニシテ土地區劃整理施行地ハ罹災民ノ窮狀ヲ考慮セラレテ政府ハ曩ニ大正十二年九月勅令第四百十四號ヲ以テ假設建築物ヲ許容シ更ニ大正十三年八月勅令第九十八號ヲ以テ假設建築著手期限ヲ延長セラレ又昭和二年三月勅令第三十三號ヲ以テ假設建築物ノ除却期限ヲ延長セラレタリト雖土地區劃整理施行地區ニ於テハ換地位置決定告示後ハ右法典ノ恩惠ニ浴スルコト能ハス然ルニ罹災民ハ財界不況ノ爲未タ經濟的復興ニ惠マレス震災ノ瘡痍今尙

癒エス疲弊困憊ノ極ニ達シ到底本建築ヲ爲スノ力ナシ依テ假建築著手期限ヲ延長シ以テ罹災民ノ經濟的復興ニ資セムト是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右は昭和四年三月十九日日本會議に上程、特別委員を設けて審議したる結果、第一項中「左ノ如ク之ヲ延長ス」とあるを「左ノ如ク之ヲ變更ス」と修正、第一項第二號を「前號ノ規定ニ依ルモノヲ除ク建築ニ付テハ昭和十三年八月末迄」と修正。

同日二十五日衆議院を通過せるも、期日切迫の爲貴族院に上程さるゝに至らざりき。

第十一節 第四十七議會に於ける帝都復興事業に關する豫算の審議

第一項 帝都復興豫算案概要

帝都の復興に關しては大震災の慘害により既往の成績と將來の發展に鑑み特に財政の狀況を勘案し、最も緊急と認むるのみを揀擇して之が實施の計を定め、又克く事業の性質を究め、國家に於て直接施行すべきものと、地方公共團體の施設に俟つべきものとに分ち、兩々相俟つて十全の効果を收むることとせり、而して國に於て直接施行するものは何れも帝都構成の基幹と爲るべきものにして、今茲に其の所要額を類別表示すれば左の如し。

- 一 東京復興費 四〇二、七九三、〇〇〇圓
- 二 横濱復興費 四五、七七七、〇〇〇圓
- 三 地方復興事業費貸付金 一五、三二五、四〇二圓
- 四 防火地區建築費補助 二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
- 五 地方復興事業費補助 六九、二二五、九一七圓
- 六 地方復興事業債利子補給 二一、六九四、七三〇圓

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

合計

五七四、八一六、〇四九圓

二六四

之を大正十二年年度以降六箇年度の繼續費とせり、而して其の各費目別年度割金額を示せば左の如し。

項 目	總金額	年 度 割 金 額				
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年度)
東京復興費	四〇一、七九三、〇〇〇 <small>円</small>	七九八、〇〇〇 <small>円</small>	一〇六、五八一、〇〇〇 <small>円</small>	一〇五、一八七、〇〇〇 <small>円</small>	七六、八八八、〇〇〇 <small>円</small>	六四、七七三、八〇〇 <small>円</small>
街路費	三三、八三三、〇〇〇	五、九三二、〇〇〇	八〇、七八三、〇〇〇	八〇、八四五、〇〇〇	六五、六一四、〇〇〇	五三、四九八、八〇〇
運河費	二八、五七〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	六、〇四〇、〇〇〇	五、九四〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇
公園費	二一、九〇〇、〇〇〇	二、八一〇、〇〇〇	三、八五三、〇〇〇	三、七五二、〇〇〇	一、二二四、〇〇〇	一、三八〇、〇〇〇
土地整理費	四〇、五〇〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	一五、九九五、〇〇〇	一四、六五〇、〇〇〇	四、三七〇、〇〇〇	四、一八五、〇〇〇
横濱復興費	四五、七七七、〇〇〇	八、六九〇、〇〇〇	一三、一五一、〇〇〇	一三、六三三、〇〇〇	七、二三三、〇〇〇	六、六三三、三六七
街路費	三、七七八、〇〇〇	四、九三〇、〇〇〇	九、三三七、〇〇〇	九、〇六三、〇〇〇	五、九二二、〇〇〇	四、四三七、三六七
運河費	五、六一二、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	九、六六〇、〇〇〇	九、五五〇、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇
公園費	一、九五九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、六一〇、〇〇〇	一、五八〇、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
土地整理費	六、四七八、〇〇〇	三〇三、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	二、四七〇、〇〇〇	五、三四〇、〇〇〇	五〇八、〇〇〇
地方復興事業費貸付金	一五、三五四、〇〇〇	一、二八三、三五六	三、九二五、五二七	三、四二七、七七二	四、一九八、七五八	一、五〇〇、〇〇〇
東京府貸付金	一二、七四九、六九八	一、〇五〇、〇〇〇	三、〇七三、一四六	二、九七〇、七七二	三、六九八、七五八	一、〇〇〇、〇〇〇
神奈川県貸付金	二、五七五、七〇四	二、三三三、三三三	八四二、三七二	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
地方復興事業補助費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
防火地区補助費	—	—	—	—	—	—
建築費補助	—	—	—	—	—	—
地方復興事業補助費	六九、三三五、九二七	三、八六八、一八七	一五、四四六、一〇五	一四、六六八、二一四	一四、五五六、九二三	一〇、九〇五、八三三
東京府補助	七、五八三、五〇六	一、五七九、八三三	一、五九七、七三五	一、五三九、〇三二	二、一八八、七五七	五〇〇、〇〇〇
神奈川県補助	七四二、三七二	一六六、六七七	五七五、七〇四	—	—	—
東京市補助	五〇、一五六、七〇七	二、〇六六、六七七	一〇、九〇一、六六六	一〇、七七〇、〇三三	一〇、一八〇、八三三	八、四五五、八三三
横濱市補助	一〇、七四三、三三三	三、五〇〇、〇〇〇	二、三七二、〇〇〇	二、三九二、〇〇〇	二、二八七、三三三	一、九五〇、〇〇〇
地方復興事業補助費	二、六九四、七三〇	三、八八二	一、二四二、四五七	二、八三三、四七二	四、五〇七、九七七	五、九一六、八〇〇
合計	—	—	—	—	—	—

項 目	總金額	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年度)	十七年度 (昭和三年度)
東京府補助	七、五八三、五〇六	一、五七九、八三三	一、五九七、七三五	一、五三九、〇三二	二、一八八、七五七	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
神奈川県補助	七四二、三七二	一六六、六七七	五七五、七〇四	—	—	—	—
東京市補助	五〇、一五六、七〇七	二、〇六六、六七七	一〇、九〇一、六六六	一〇、七七〇、〇三三	一〇、一八〇、八三三	八、四五五、八三三	七、八四四、六五五
横濱市補助	一〇、七四三、三三三	三、五〇〇、〇〇〇	二、三七二、〇〇〇	二、三九二、〇〇〇	二、二八七、三三三	一、九五〇、〇〇〇	一、五七五、五〇〇
地方復興事業補助費	二、六九四、七三〇	三、八八二	一、二四二、四五七	二、八三三、四七二	四、五〇七、九七七	五、九一六、八〇〇	七、〇五二、二六二

東京府貸付金	一二,七四九,六九八	一〇,五〇〇,〇三三	三,〇七三,一四六	二,九七七,七七一	三,六九八,七五八	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
神奈川県	二,五七五,七〇四	一三三,三三三	八四,一三七	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
地方復興事業補助	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
防火地区	六九,三三九,九七	三,八六八,八七	一五,四四六,一〇五	一四,六八八,二四	一四,五五六,九三	一〇,九五八,三三	九,八三二,二五
建築費補助							
地方法復興事業補助							

東京府補助	七,五八三,五〇六	一,一五七,九八三	一,五九七,七三五	一,五三九,〇三二	二,一八八,七五七	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
神奈川県補助	七四二,三七二	一六六,六六七	五五七,七〇四	—	—	—	—
東京市補助	五〇,一五六,七〇七	二,〇六六,六六七	一〇,九〇一,六六六	一〇,七七七,〇八三	一〇,一八〇,八三三	八,四五五,八三三	七,八四四,六五
横濱市補助	一〇,七四三,三三三	三五,五〇〇	二,三七一,〇〇〇	二,三九一,〇〇〇	二,一八七,三三三	一,九五〇,〇〇〇	一,五七,五〇〇
地方復興事業債	二二,六九四,七三〇	三八,八二二	一,二四二,四五七	二,八八三,四七二	四,五〇七,九七	五,九一六,八〇〇	七,一〇五,二六二
東京市債	一七,四〇八,一七四	三〇,三三三	一,〇〇七,九三二	二,一三〇,三三〇	三,六四二,〇九八	四,七四一,四四一	五,六五七,一六〇
横濱市債	四,二八六,四五六	八,四七九	二,三四五,三五	五五三,一五二	八六六,八元	一,一七五,三五九	一,四四八,一〇二
利子補給	五四,八二六,〇四九	一三,九八八,九八五	二四,三三六,〇七九	二四,七三九,三三七	二二,三八四,〇八八	四,七三三,八〇〇	六,八〇三,二二〇
合計							

而して右事業の執行に伴ふ俸給及事務費等は経續年度を通じ凡そ二千二百九十三萬千圓を要する見込なるも、出來得る限り節減を加ふるの趣旨を以て之を繼續費と爲さず、各年度に於ける工事進捗の情況に應じ必要避くべからざる所要額を要求することとし、大正十二年に於ても亦極力緊縮を加へ、施業の基本と爲るべき諸般の調査研究に要する經費と共に僅かに七十萬二千圓を要求するに止めたり。

第一 東京復興費

東京の復興に就ては單に之を舊態に復するに止まらず進むで將來の發展に備ふべきこと論を俟たず、從て籌畫經營すべき喫緊の事業固より一にして足らずと雖緩急序あり、財源亦限あるを以て最も急を要する焼失区域内に於ける施設を先にするの方針を採り、慎重考査の上其の計畫を確立せり、而して東京復興事業は之を大別して、(一)街路(二)運河(三)公園(四)土地整理の四とす、以下其の概要を説述せむ。

(一) 街路

街路の構築に就ては特に交通幹線の配置に意を用ひ、主要街路の規格は幅員十二間乃至三十間とし

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

配するに六間以上の補助道を以てし、又電氣軌道網を構成する路線の規格は十一間以上とし、地域の状況と交通の系統に稽へ、各路線を配置接配せり、而して右方針に基き新設又は擴張すべき街路の延長は十三萬六千六百二十七間にして之が施設に要する費額を各費目に分ち、年度別に表示すれば左の如し。

街路費(東京)

費目	總費額	年度割金額						
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	十七年度 (昭和三年)	額
用地及補償費	一四、六四、〇〇〇 <small>円</small>	四、三〇、〇〇〇 <small>円</small>	五、〇九、〇〇〇 <small>円</small>	五、二七〇、〇〇〇 <small>円</small>	二〇、八八〇、〇〇〇 <small>円</small>	一七、一四〇、〇〇〇 <small>円</small>	一	
工事費	七、二六、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	九、九五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇	一六、五三〇、〇〇〇	一六、〇三二、〇〇〇	
橋梁費	五、三〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	七、二五、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	一四、五八一、〇〇〇	一、七〇一、〇〇〇	二、五七三、〇〇〇	
共同溝費	一九、一五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇	三、四三〇、〇〇〇	
雑工費	一八、三五〇、〇〇〇	一四二、〇〇〇	二、六三三、〇〇〇	二、九二五、〇〇〇	四、一〇三、〇〇〇	四、三〇三、八〇〇	四、二一六、二〇〇	
計	三三、八三三、〇〇〇	五、九三三、〇〇〇	八〇、七三三、〇〇〇	八〇、八四五、〇〇〇	六五、六四、〇〇〇	五三、四九八、八〇〇	五三、一五〇、二〇〇	

街路の新設又は擴張に要する土地は百九萬三千四百六十九坪なるも土地の區劃整理に因り無償にて收得すべき土地五十六萬坪の中より區劃整理街路の用地に充つべき二十四萬坪を控除したる殘地積三十二萬坪は之を前掲街路の敷地に充當するを以て、有償にて收得すべき街路用地は七十七萬三千四百七十坪なりとす。

参照 震災前の土地平均價格

(イ) 東京市役所調

百八十四圓

(ロ) 農工銀行調
(ハ) 勸業銀行調

平均

百八十五圓
二百二十二圓
百九十七圓

(二) 運河

東京市内に於ける水陸交通の連絡を更てし、貨物の運輸に資する爲在來の運河を改修し且之を聯繫

十二萬坪は之を前掲街路の敷地に充當するを以て、有償にて收得すべき街路用地は七十七萬三千四百七十坪なりとす。
 参照 震災前の土地平均價格
 (イ) 東京市役所調 百八十四圓

(ロ) 農工銀行調 百八十五圓
 (ハ) 勸業銀行調 二百二十二圓
 平均 百九十七圓

(二) 運河

東京市内に於ける水陸交通の連絡を便にし、貨物の運輸に資する爲在來の運河を改修し且之を聯繫する運河を新鑿することとせり、其の計畫の概要左の如し。

甲 改修するもの

運河名	延	長	現在幅員	計畫幅員	計畫深度	備考
小名木川		一、三五 ^間	一七・五 ^間	三 ^間	七尺	深度は零點下とす 以下皆同じ
横十間川		二、〇〇	一一・二	三	六	
大島川		一、二〇	一四・六	三	六	
神田川		七〇	一六・〇	二	六	
日本橋川		二六〇	一〇・〇	二	六	
楓川		六七〇	一四・〇	一	六	
櫻川		四〇〇	一八・〇	一	六	
京橋川		三三〇	一〇・〇	一	六	
築地川		三〇〇	二〇・〇	二	六	
築地川		六〇〇	一六・〇	一	六	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

計	八、〇七〇	一六、八	一八	六
計	八、〇七〇	一六、八	一八	六

乙 新鑿するもの

番 號	延 長	計 畫 幅 員	計 畫 深 度	備 考
一	二〇〇間	三間	六尺	大島川曲線部を直鑿築地川と楓川を
二	一六〇	二六	六	聯繫
計	二〇〇	二六	六	

即ち右計畫に依り改修及新鑿する運河は

- 一 在來の運河を改修するもの 延長 八千七十間
 - 二 新に運河を開鑿するもの 同 二百九十間
- にして、之が施行に要する費額を各費目に分ち年度別に表示すれば左の如し。

運 河 費 (東京)

費 目	總 費 額	年 度 割					金 額
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	
用地及補償費	八、五六、五五 <small>円</small>	二六、〇〇〇 <small>円</small>	三、二九、〇〇〇 <small>円</small>	三、一四、〇〇〇 <small>円</small>	九〇一、〇〇〇 <small>円</small>	七四〇、〇〇〇 <small>円</small>	二八三、五五 <small>円</small>
工 事 費	一八、三六、一九〇	二六、〇〇〇	二、六一〇、〇〇〇	二、五九五、〇〇〇	四、三七五、〇〇〇	四、五四七、〇〇〇	四、〇九三、一九〇

雜 工 雜 費	一、七〇、二五	一、一〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇	四、六、二五
計	二、九六、二〇〇	二、七〇〇	六、〇四〇、〇〇〇	五、四四〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇	五、七〇〇、〇〇〇	四、〇九三、一九〇

費目	總費額	年度					計
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	
用地及補償費	八、五六、五五 _円	二六、〇〇〇 _円	三、二九、〇〇〇 _円	三、一四、〇〇〇 _円	九〇一、〇〇〇 _円	七四〇、〇〇〇 _円	二八三、五五 _円
工事費	一八、三六、二九〇	二六、〇〇〇	二、六〇、〇〇〇	二、五五、〇〇〇	四、三三、〇〇〇	四、五七、〇〇〇	四、〇九三、二九〇

雜工雜費	計	年度					計
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	
一、七五、二五	二六、五〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	四三、〇〇〇	四三、〇〇〇	四六、二五
一一、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇	六、四〇、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	四、八三、〇〇〇	

(三) 公園

公園は平時にありては保健衛生行樂の機關とし、非常時にありては防火避難又は救護の要所として近代都市の構成に必要缺くべからざる施設の一たるや論を俟たず、則ち這次の災禍に顧み、成るべく普遍的に之を設くるの方針を採り、國に於て直接執行するの外、市をして適當の地に小公園約五十箇所を施設せしむることとせり、而して國の施設する公園の計畫及其の費額を示せば左の如し。

名稱	坪數	用地費		設備費		計
		單價	金額	單價	金額	
隅田公園	四〇、〇〇〇 _坪	一〇〇 _円	四、〇〇〇、〇〇〇 _円	二〇 _円	八〇〇、〇〇〇 _円	四、八〇〇、〇〇〇 _円
江東公園	四〇、〇〇〇	四〇	一、六〇〇、〇〇〇	一〇	八〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
日本橋公園	一〇、〇〇〇	四五〇	四、五〇〇、〇〇〇	二〇	一〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇
計	九〇、〇〇〇		一〇、一〇〇、〇〇〇		一、九〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇、〇〇〇

尙右費額を各費目に分ち、年度別に表示すれば左の如し。

公園費 (東京)

費目	總費額	年 度 割					金 額
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	
用地及補償費	10,100,000円	2,620,000円	3,870,000円	3,760,000円	1,070,000円	870,000円	3,770,000円
設備費	1,800,000	—	360,000	360,000	1,400,000	500,000	1,020,000
計	11,900,000	2,620,000	4,230,000	4,120,000	2,470,000	1,370,000	4,790,000

(四) 土地整理

土地の區劃整理に就ては東京市の焼失面積千四十八萬七千四百七十坪を基準とし、約千萬坪に付調査を爲し約七百萬坪を區劃整理地域とし、一地區を三萬坪乃至五萬坪に分ち各地況を案じ、適當の設計を定めて施行するの方針にして、土地區劃整理の施行に因り道路廣場運河其の他公共の用に供すべきものと爲りたる土地は總て之を國の所有地に編入するの制を樹て、其の整理施行後に於ける宅地の總面積が施行前の宅地の總面積より一割以上減縮するに至りたるときは、其の一割を超ゆる部分に對し勅令の定むる所に依り補償するの途を開き、以て所有者其の他の關係人の利益を保護し、亂雜なる區劃を修正して土地の利用を増進すると共に復興事業の施行に資することとせり、之を約言すれば、

- 一 燒失面積 一〇、四八七、四七〇坪
 - 二 土地測量面積 一〇、〇〇〇、〇〇〇坪
 - 三 區劃整理面積 七、〇〇〇、〇〇〇坪
 - 四 整理地區の面積 三〇、〇〇〇坪乃至五〇、〇〇〇坪
 - 五 整理地區の數 一二〇乃至一八〇
- にして、之が施業に要する費用を類別すれば左の如し。

區分	數	量	單	價	所	要	費	額
土地測量費		10,000,000		0.3円			3,000,000円	
建物移轉料		1,000,000		27.5			27,500,000	
地下埋設物整理費		6,000,000		1.0			6,000,000	

二 土地測量面積 一〇、〇〇〇、〇〇〇坪
 三 區劃整理面積 七、〇〇〇、〇〇〇坪
 四 整理地區の面積 三〇、〇〇〇坪乃至五〇、〇〇〇坪
 五 整理地區の數 一二〇乃至一八〇
 にして、之が施業に要する費用を類別すれば左の如し。

區分	數	量	單價	所要費額	
				價	額
土地測量費		10,000,000	0.3		3,000,000
建物移轉料		1,000,000	27.5		27,500,000
地下埋設物整理費		6,000,000	1.0		6,000,000
道路下水工事費		500,000	5.0		2,500,000
障害物除却費		5,000,000	0.3		1,500,000
計					40,400,000

尙之を各費目に分ち年度別に表示すれば左の如し。

費目	總費額	年度割金額				
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)
整理費	3,000,000	1,850,000	1,430,000	1,050,000	1,890,000	1,460,000
補償費	3,500,000	950,000	2,250,000	2,250,000	3,920,000	3,950,000
雜工雜費	4,000,000	2,550,000	1,945,000	1,450,000	2,610,000	890,000
計	10,500,000	5,350,000	5,625,000	4,950,000	8,420,000	6,300,000

参考

區劃整理を行ふ面積は七百萬坪なるを以て、其の一割は七十萬坪なるも、整理地區内に於ける道路敷潰地宅地の一割に達せざるものあり、又地區の情況により幹線道路敷地を整理地區に編入し

製圖臺	標品及補修費	雜品	臨時人員	筆生	雜費	設計費	人員費	實地臨檢人夫	現業手當	物件費	測量器械一式	製圖臺	施業費	人員費	標識埋設用人夫	現業手當	物件費	境界標識	
四〇點	四〇點	四〇點	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延
1,000枚	1,000枚	1,000枚	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	2,300人	5,300人	5,300人	17臺	17臺	17臺	17臺	19,700人	16,400人	16,400人	16,400個	16,400個
一枚	一枚	一枚	日	日	日	日	日	日	日	日	一臺	一臺	一臺	日	日	日	日	一個	一個
3.00	3.00	3.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.50	1.50	400.00	400.00	400.00	1.00	1.00	1.50	1.50	4.00	4.00
3,000	13,800	13,800	2,000,000	3,600	10,000	643,000	46,100	7,000	13,700	13,700	4,000	111,010	369,000	13,900	13,900	14,600	14,600	110,000	110,000

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

製圖臺	標品及補修費	雜品	臨時人員	筆生	雜費	設計費	人員費	實地臨檢人夫	現業手當	物件費	測量器械一式	製圖臺	施業費	人員費	標識埋設用人夫	現業手當	物件費	境界標識	
四〇點	四〇點	四〇點	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延	延
1,000枚	1,000枚	1,000枚	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	2,300人	5,300人	5,300人	17臺	17臺	17臺	17臺	19,700人	16,400人	16,400人	16,400個	16,400個
一枚	一枚	一枚	日	日	日	日	日	日	日	日	一臺	一臺	一臺	日	日	日	日	一個	一個
3.00	3.00	3.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.50	1.50	400.00	400.00	400.00	1.00	1.00	1.50	1.50	4.00	4.00
3,000	13,800	13,800	2,000,000	3,600	10,000	643,000	46,100	7,000	13,700	13,700	4,000	111,010	369,000	13,900	13,900	14,600	14,600	110,000	110,000

諸用紙印刷費

五、〇〇〇

右の合計額は三百萬圓となるを以て、燒失區域千萬坪に亘り施行すべき測量、施行及設計費は坪當三十錢を要する譯なり。

(ロ) 道路下水溝工事費

五圓

區劃整理街路面一坪當

(内譯) 地均費七十錢厚さ一寸五分一寸目敷砂利代(一立坪六十錢の割にて一圓五十錢)砂利敷手間搗固め共(二十錢)木柵下水費深中共一尺(但し路面一坪當り二圓六十錢)

然れども實際下水溝工事費は間口四圓八十八錢にして其の内譯は杉板割二圓九十錢、杉押角一圓六十錢四つ切使用但し七分五厘使用即ち一圓二十錢、手間代七十五錢(二分五厘一人三圓)なり、即ち道路總面坪(十五萬坪)の二割三萬坪(二間未滿の街路面坪)に對する下水溝工事は關係地主の負擔とするが故に事實施行すべきものは十二萬坪に對する下水溝なり、而して區劃整理に伴ふ街路幅員は四間三間二間なるを以て其の中間なる三間にて、其の延長を打算すれば四萬間となる、從て其の下水溝の延長(兩側なるを以て)八萬間となる、之に要する下水溝工事費間口割當額は三圓九十錢とす、内譯左の如し。

區分	間口坪數	路面工事費	豫算(坪五圓)	下水溝割當分	同間口割當
四間街路	四坪	九圓六十錢	二十圓	十圓四十錢	五圓二十錢
三間街路	三坪	七圓二十錢	十五圓	七圓八十錢	三圓九十錢
二間街路	二坪	四圓八十錢	十圓	五圓二十錢	二圓六十錢
					平均 二圓九十錢

而して二間未滿の街路面積三萬坪に對しては路面工事費坪二圓四十錢を要するのみ、依て豫算坪五圓に對し差引二圓六十錢當三萬坪即ち七萬八千圓の餘裕を生ず、之を前記下水溝延長八萬間に割當てれば間口九十八錢弱にして、之に前記の三圓九十錢を加算せるものなり。

(ハ) 障害物除却費

區劃整理地區七百萬坪内に存在する電柱其他墻塀下水竹木類の取拂を要する區域を五百萬坪とし

區分	間口坪數	路面工事費	豫算(坪五圓)	下水溝割當分	同間口割當
四間街路	四坪	九圓六十錢	二十圓	十圓四十錢	五圓二十錢
三間街路	三坪	七圓二十錢	十五圓	七圓八十錢	三圓九十錢
二間街路	二坪	四圓八十錢	十圓	五圓二十錢	二圓六十錢
		平均		二圓九十錢	

而して二間未滿の街路面積三萬坪に對しては路面工事費坪二圓四十錢を要するのみ、依て豫算坪五圓に對し差引二圓六十錢當三萬坪即ち七萬八千圓の餘裕を生ず、之を前記下水溝延長八萬間に割當てれば間口九十八錢弱にして、之に前記の三圓九十錢を加算せるものなり。

(ハ) 障害物除却費

區劃整理地區七百萬坪内に存在する電柱其の他墻塀下水竹木類の取拂を要する區域を五百萬坪として其の除却費百五十萬圓、坪當り三十錢を計上す。

(内譯) 電柱(附屬品共)一萬本、但し平均一本百圓の割、燒失區域内二萬本と見積り其の半數とす。

墻塀下水竹木其の他雜品除却費坪當十錢の割。

(ニ) 建物移轉料

一坪當 二十七圓五十錢

(内譯) 取毀手間(三圓)再築費用(七圓)葺手間(一圓五十錢)屋根取外し取付手間及修繕費(七十錢)材料破損

費主に材木坪三十圓の一割五分即ち四圓五十錢消耗品代(三十錢)運搬費(三圓)地上權利補償(七圓五十錢)

(ホ) 給水管移轉費

七十五耗鐵管一間當 十八圓

(内譯) 鐵管費(六圓六十六錢)接合費(一圓二錢)勞力費(三圓二十錢)運搬費(四十九錢)職工工夫賃(二圓八十

三錢)街路修費費(三圓六十錢)雜費(二十錢)

(ヘ) 給水栓、共同栓移轉費

延長十間當(四分の三吋管) 十七圓

(内譯) 鉛管其の他材料費(五十圓六十二錢)八厘勞力費(十六圓五十錢)街路修繕費(十二圓)雜品(七圓九十

一錢二厘

(ト) 給水栓、専用栓移轉費

延長十間當(二分の一吋)

三十圓

(内譯) 埋金其の他材料(八十五錢五厘)勞力費(十六圓八十錢)道路修繕費(十圓)雜品接合材料燃料(二圓三十四錢五厘)

(チ) 給水栓、消火栓移轉費

一個當單式丙型の分

百七十圓

(内譯) 消火栓一式(七十三圓五十六錢)勞力費(四十六圓八十錢)運搬費(四十五圓)燃料費(四圓六十四錢)

(リ) 瓦斯導管移轉費

延長(二十五尺)但し一吋管

二十六圓

(内譯) 鐵管其の他材料費(十六圓五十錢)敷設工費(三圓五十錢)街路修理費(六圓)

(ヌ) 瓦斯配給管移轉費

導管以外の配給管間當

七圓五十錢

(内譯) 普通使用せる二吋二分の一より一吋管に至る五種類敷設單價の平均(七圓五十錢)

(ル) 電燈移轉費

延長十間に付

四十六圓

(内譯) 材料其の他(三十八圓八十錢)諸工費(七圓二十錢)

(ヲ) 其の他移轉費

十五萬六千九百圓

(内譯) 電話ケーブル線千間(十二萬圓)但し一間に付百二十圓、穴藏百二十箇所(三萬六千圓)但し石油揮發油其の他貯藏用穴藏其の他雜品(九百圓)

第二 横濱復興費

横濱市の復興に關しては其の國港たるの地位に鑑み特に帝都との交通關係を考慮し、其の復興計畫を確立せり、而して横濱の復興事業も亦之を分ちて(一)街路(二)運河(三)公園(四)土地整理の四とす。

(一) 街路

横濱に於ける街路の構築に就ては特に交通の系統に稽へ、主要の街路の構築改修するに止むるの方

(内譯) 材料其の他(三十八圓八十錢諸工費七圓二十錢)

(フ) 其の他移轉費 十五萬六千九百圓

(内譯) 電話ケーブル線千間(十二萬圓)但し一間に付百二十圓、穴藏百二十箇所(三萬六千圓)但し石油揮發油其の他貯藏用穴藏其の他雜品(九百圓)

第二 横濱復興費

横濱市の復興に關しては其の國港たるの地位に鑑み特に帝都との交通關係を考慮し、其の復興計畫を確立せり、而して横濱の復興事業も亦之を分ちて(一)街路(二)運河(三)公園(四)土地整理の四とす。

(一) 街路

横濱に於ける街路の構築に就ては特に交通の系統に稽へ、主要の街路の構築改修するに止むるの方針を採り、又其の規格は概ね東京の例に則り、既往の成績と交通の情況に照し、最も緊要と認むる十路路線を擴張改修し、尙横濱驛前に四千九百坪、櫻木町驛前に四千二百坪の廣場を設置することゝせり、而して之が施設に要する費額を各費目に分ち、年度別に表示すれば左の如し。

街路費(横濱)

費目	總費額	年度割金額					
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	十七年度 (昭和三年)
用地及補償費	一八、一〇八、〇〇〇 _円	三六〇、〇〇〇 _円	七、四七六、〇〇〇 _円	七、〇七四、〇〇〇 _円	一、七〇四、〇〇〇 _円	一、四七四、〇〇〇 _円	一 _円
工事費	七、〇九二、〇〇〇	五九、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	一、七九二、〇〇〇
橋梁費	五、〇六一、〇〇〇	四七、〇〇〇	六八四、〇〇〇	七九、〇〇〇	一、四三三、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	一、〇六九、〇〇〇
雜工費	一、四六七、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	四四五、〇〇〇	三三三、三六七	一五八、六三三
計	三、一七八、〇〇〇	四九六、〇〇〇	九、三三七、〇〇〇	九、〇三三、〇〇〇	五、二九二、〇〇〇	四、四三七、三六七	三、二一九、六三三

(二) 運河

横濱市内に於ける水運を便ならしむる爲(イ)堀割川(ロ)中村川及堀川の二運河を擇び、之を改修すること

雑工雑費	計	五、六三、〇〇〇	五、六〇〇	九、六三、〇〇〇	九、六三、〇〇〇	九、六三、〇〇〇	九、六三、〇〇〇	九、六三、〇〇〇	九、六三、〇〇〇
------	---	----------	-------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

横濱市に於ける現在公園は横濱公園(面積一萬九千四百四十八坪)及掃部山公園(面積四千二百七十八坪)

の二箇所に過ぎず、依つて這般の慘害に鑑み、四公園を増設することとせり、其の計畫概要及費額左の如し。

名 稱	坪	數	總費額	内			
				用地費	土工費	設	備費
日ノ出公園	四、八〇〇	坪	一四〇、〇〇〇	一	一四〇、〇〇〇	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇
山下公園	一五、〇〇〇		九三、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
野毛山公園	一〇、〇〇〇		五五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	—	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
神奈川公園	六、〇〇〇		二八、〇〇〇	九〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
計	五、八〇〇		一、九八、〇〇〇	三、四三、〇〇〇	四九八、〇〇〇	一、一六、〇〇〇	一、一六、〇〇〇

次に右費額を各費目に分ち、年度別に表示すれば左の如し。
公園費(横濱)

費 目	總費額	年 度 割 金 額						
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)	十七年度 (昭和三年)	計
用地及補償費	三、五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇
設 備 費	一、六四、〇〇〇	—	三、二〇〇	三、一〇〇	二九、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	九七、〇〇〇	九七、〇〇〇
計	一、九八、〇〇〇	九、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	一、五八、〇〇〇	一、五五、〇〇〇	四、〇五〇、〇〇〇	一、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇

(備考) 本表は豫算科目に依り前表の用地費及埋立費を合算し、用地及補償費として計上せり。
第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

(四) 土地整理

横濱に於ける土地の區劃整理も亦大體に於て東京の例に倣ひ、燒失區域約三百萬坪に付區劃測量を施行し、約七十五萬坪を區劃整理地區とし、土地の區劃整理を執行する計畫にして、之が施行に要する費額を各費目に分ち、年度別に示せば左の如し。

土地整理費(横濱)

費目	總費額	年度別				
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度 (昭和二年)
整理費	九〇〇,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円
補償費	五,二五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二,〇四一,〇〇〇	一,九八八,〇〇〇	四六八,〇〇〇	四四五,〇〇〇
雑工雑費	四五三,〇〇〇	二七,〇〇〇	三三五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	一〇,〇〇〇
計	六,四七八,〇〇〇	三〇七,〇〇〇	二,四〇七,〇〇〇	二,四七七,〇〇〇	五三四,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇

第三 地方復興事業費貸付金

東京府及神奈川縣に於て執行する復興事業の費用は當該府縣の財政の現情に鑑み、左の條件の下に數年に亘り國庫より之を貸付することとし、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する要求を爲すこととせり。

一、貸付額は左の年割の範圍内とす、但し各年度に屬する金額は之を遞次繰越貸付を爲すことを得。

年度	區分	東京府貸付額	神奈川縣貸付額	合計
大正十二年		一,〇五〇,〇三三円	一三三,三三三円	一,一八三,三六六円
大正十三年		三,〇七三,一四六	八四二,三七一	三,九一五,五一七
大正十四年		二,九七〇,七七一	五〇〇,〇〇〇	三,四七〇,七七一
大正十五年		三,六九八,七五九	五〇〇,〇〇〇	四,一九八,七五九
昭和二年		一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇

年度	區分	東京府貸付額	神奈川縣貸付額	合計
大正十二年		一,〇五〇,〇三三円	一三三,三三三円	一,一八三,三六六円
大正十三年		三,〇七三,一四六	八四二,三七一	三,九一五,五一七
大正十四年		二,九七〇,七七一	五〇〇,〇〇〇	三,四七〇,七七一
大正十五年		三,六九八,七五九	五〇〇,〇〇〇	四,一九八,七五九
昭和二年		一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇

とせり。

一、貸付額は左の年割の範囲内とす、但し各年度に屬する金額は之を遞次繰越貸付を爲すことを得。

年度	區分	東京府貸付額	神奈川縣貸付額	合計
大正十二年		一、〇五〇、〇三三	一、三三三、三三三	一、二八三、三六六
大正十三年		三、〇七三、一四四	八四二、七七一	三、九一五、五二七
大正十四年		二、九七七、七七一	五〇〇、〇〇〇	三、四七七、七七一
大正十五年		三、六九八、七五九	五〇〇、〇〇〇	四、一九八、七五九
昭和二年		一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
昭和三年		一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇
合計		二二、七四九、六六六	二、七五七、四〇一	二四、五〇七、〇六七

- 二、利率 年五分但し据置期間は無利子とす。
- 三、据置期間 大正十八年(昭和四年)三月三十一日迄。
- 四、償還期限及償還方法 大正十八年(昭和四年)四月一日より起算し三十年間に元利均等償還の方法に依り之を償還せしむるものとす。

第四 防火地區建築費補助

都市の中樞地帯に路線形又は集團地形の防火地區を設定し、其の地區内に於ける建物を不燃質構造と爲すは實に都市防火政策の根本にして、保安上喫緊の要務なりとす、従つて防火地區内の耐火建築に對しては相當の方法に依り之を助成するの必要あり、依つて總費額二千萬圓を限り左の年割の範囲内に於て其の建築を爲す者に對し補助金を支出する爲豫算外國庫の負擔となるの契約に關する要求を爲すこととせり。

年度	科目	
	防火地區建築費補助	防火地區建築費補助
大正十三年度	二,000,000 ^円	五,000,000 ^円
大正十四年度	四,000,000 ^円	四,000,000 ^円
大正十五年度	五,000,000 ^円	二,000,000 ^円
合計	十一,000,000 ^円	十一,000,000 ^円

右防火地區建築費補助金算定の基礎左の如し。

區分	防火地區積		建築敷地		豫定建築數		補助額	
	面積	延	延	延	延	延	延	
東京	一,七五〇,〇〇〇 ^坪	八〇〇,〇〇〇 ^坪	延	延	延	延	延	
横濱	二,一〇〇,〇〇〇	一〇九,〇〇〇	延	延	延	延	延	
計	三,八五〇,〇〇〇	九〇九,〇〇〇	延	延	延	延	延	

備考 一 豫定建築坪數は建築敷地面積の約六割にして、大正十七年度昭和三年度迄に建築するものは其の二分の一平均二階半建と推定し、補助の基本となるべき建築延坪數を算定せり。
 二 補助額、耐火建築物の建築費を一坪平均三百圓、木造建築を二百圓とし、其の差額の約三分の一即ち一坪當平均三十圓を補助することとせり。

第五 地方復興事業費補助

東京府神奈川縣東京市及横濱市は震災の影響に因り財力窮乏せるを以て、其の執行する復興事業に對しては各其の事業の性質に稽へ、適當の率を定めて國庫より之が費用の一部を補助するの必要あり。其の補助率概ね左の如し。

事業の種類	補助率	摘要
國道	二分の一	
環狀線、放射線	三分の一	
其他線	十二分の五	

第五 地方復興事業費補助

東京府神奈川縣東京市及横濱市は震災の影響に因り財力窮乏せるを以て、其の執行する復興事業に對しては各其の事業の性質に稽へ、適當の率を定めて國庫より之が費用の一部を補助するの必要あり。其の補助率概ね左の如し。

事業の種類	補助率	摘要
國道	二分の一	
國道線、放射線	三分の一	
國道に架する重要なもの	十二分の五	
橋梁	三分の一	
河川	三分の一	
上水道	四分の一	
下水道	二分の一	
公園	三分の一	
塵芥	四分の一	
中央市場	四分の一	
教育施設	四分の一	中等教育施設を除く
社會事業	二分の一	
職業	二分の一	
職業紹介	四分の一	
結核療養	二分の一	
傳染病	三分の一	
衛生施設	四分の一	
其他	四分の一	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

前記補助率に依り東京府神奈川縣東京市及横濱市に對し補助金を支給する爲、豫算外國庫の負擔となるの契約に關する要求を爲すこととせり、其の年割額左の如し。

年 度	科 目		東京府補助	神奈川縣補助	東京市補助	横濱市補助	合 計
	東京府補助	神奈川縣補助					
大正十二年度	一、五七、九八三	一六、六七七	二、〇六、六六七	三五、五〇〇	三、八六、八二七		
大正十三年度	一、五九七、七三五	五七五、七〇四	一〇、九〇一、六六六	二、三七一、〇〇〇	一五、四四六、一〇五		
大正十四年度	一、五九〇、〇三二	—	一〇、七七〇、〇八三	二、三九二、〇〇〇	一四、六六八、一四四		
大正十五年度	二、一八八、七五七	—	一〇、一八〇、八三三	二、一八七、三三三	一四、五五六、九三三		
大正十六年度	五〇〇、〇〇〇	—	八、四五五、八三三	一、九五〇、〇〇〇	一〇、九〇五、八三三		
大正十七年度	五〇〇、〇〇〇	—	七、八四、六五五	一、五二七、五〇〇	九、八三一、二五五		
大正十七年度計	七、五八三、五〇六	七四二、三七二	五〇、一五五、七七七	一〇、七四三、三三三	六九、三三五、九二七		

第六 地方復興債利子補給

東京市及横濱市に於て復興事業の費用に充つる爲募債するに付同市財政の情況に稽へ、國庫より其の利子を補給するの必要あり、依つて豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する要求を爲すこととせり。其の年割額左表の如し。

年 度	科 目		合 計
	東京市債利子補給	横濱市債利子補給	
大正十二年度	三〇、三三三	八、四七九	三六、八一三

年 度	科 目		合 計
	東京市債利子補給	横濱市債利子補給	
大正十三年度	一、〇〇七、九二二	二三四、五三五	一、二四二、四五七
大正十四年度	二、三三〇、三三〇	五五三、一五二	二、八八三、四七二
大正十五年度	三、六四一、〇九八	八六六、八二九	四、五〇七、九二七
大正十六年度	四、七四一、四四一	一、一七五、三五九	五、九一六、八〇〇
大正十七年度	五、六五七、一六〇	一、四四八、二〇三	七、一〇五、三六三

り。其の年割額左表の如し。

年 度	科目	目	計
大正十二年	東京市債利子補給	三〇、三三 ^円	三六、八三 ^円
	横濱市債利子補給	八、四七 ^円	
	合		

年 度	科目	目	計
大正十三年	東京市債利子補給	一、〇〇七、九三	一、二四二、四五七
大正十四年	東京市債利子補給	二、三三〇、三〇	二、八八三、四七二
大正十五年	東京市債利子補給	三、六四一、〇九八	四、五〇七、九七
大正十六年	東京市債利子補給	四、七四一、四一	五、九六、八〇〇
大正十七年	東京市債利子補給	五、六五七、一六〇	七、一〇五、二六二
昭和三年	東京市債利子補給	一七、四〇八、二四	二、六四、七三〇
合			

帝都復興事業は第四章に於て述ぶるが如く、各其の事業の性質に依り、或は國に於て直接之を執行し、或は地方公共團體の執行に委ね、兩々相倚り相俟つて其の効果を收むべきものなること論を俟たず、故に地方公共團體に於て執行する事業に對しては、政府に於て其の元利の支拂を保證して資金の調達を扶け、又は適當の補助を與へて之を助成すると共に國に於て直接執行する事業に對しては適當の率を定めて地方公共團體に之を分擔せしめ、又其の事業に因りて著しく利益を受くる者をして費用の一部を負擔せしめざるべからず、其の地方公共團體をして分擔せしむる割合左の如し。

地方公共團體の分擔割合

區	分	豫算額	地方分擔割合	地方分擔額
東京復興事業費		四〇一、七三、〇〇〇 ^円	—	一五、八五一、二九 ^円
用地及補償費				
工事費		二八四、三〇、〇〇〇	二分の一	一四二、一六〇、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

合 計	東京市		横浜市	
	費	額	費	額
街路費	橋	三、五三〇、〇〇〇		
	地下埋設物共同溝費			
運河費	用地及補償費	二六、八四、八七五	四分の一	六、七六、三九
	工 事			
公 園	工 事	一、七〇五、二五		
	雜 費			
土 地 整 理 費	費	二、九〇〇、〇〇〇	四分の一	二、九七五、〇〇〇
	費	四〇、五〇〇、〇〇〇		
横濱復興事業費	用地及補償費	四、五七七、〇〇〇		一七、〇〇〇、一五〇
	工 事			
街路費	橋	三〇、二六一、〇〇〇	二分の一	一五、一三〇、五〇〇
	工 事			
運河費	用地及補償費	一、四六七、〇〇〇		
	工 事			
公 園	工 事	五、五〇〇、〇〇〇	四分の一	一、三八〇、〇〇〇
	雜 費			
土 地 整 理 費	費	九二、〇〇〇		
	費	一、九九五、〇〇〇	四分の一	四八九、七五〇
合 計	費	六、四七六、〇〇〇		
	費	四八、八五〇、〇〇〇		一六、八五一、四六九

前表に掲ぐる地方公共團體の分擔金は、其の財力に顧み一時に之を納付せしめ難きを以て大正十八年(昭和四年)三月三十一日迄据置、大正十八年度(昭和四年)以降三十箇年間に之を分納せしむることとせり、而して若し其の分納を均等の額に依るとせば、兩市の一年の分納額は凡そ左の如し。

東京市 五、〇六一、七〇七圓

横浜市 五、六六六、六七五圓

には専ら事業繰延、經常費節減に依り當面應急の處置を執れり、此の十二年度の實行豫算は歳入歳出に於て十二億九千二百餘萬圓にして、成立豫算に比し八千三百餘萬圓の減少なり、之れ震災の結果にして歳入の減收一億七千九百餘萬圓、公債募集見合せによる減少三千餘萬圓、歳出の整理に依る減少四百餘萬圓、結局二億一千四百萬圓の減少なり、但し一面歳入の自然増加一億五百餘萬圓に達し差引全體の減收一億九百餘萬圓なり、故に經常部臨時部を通じ八千三百萬圓内外の節約となれるなり、加ふるに前年度より繰延せる十二年度歳出の一部を打切り、或は繰延べ、二千五百餘萬圓の剩餘金を繰入れ、漸くにして辻褄を合せ得たり、尙十三年度總豫算は概ね十二年度の豫算を基準とし既定計畫の事業費を極力節減し、繰延べ其の他の經費に節約を加へ新規の經費は必要已むを得ざるものゝみを追加豫算として編成せむとするものなり、即ち歳入歳出十二億九千八百餘萬圓にして前年度に比すれば七千七百餘萬圓の減少なり、之を詳説すれば、租税の減收約一億四千百萬圓、歳出の整理に伴ひ又は公債募集見合せによる減少約四千三萬圓なり、而して一方既往の實績に徴し算出せる結果増加の見込ある金額もあり又既定計畫に基き當然増減を來すものあり、或は又震災の爲前年度に徴收猶豫をなしたるものにして十三年度に收入さるゝものあり、總計一億五百萬圓となり、結局十三年度の減收約七千七百萬圓なり、歳出は既定計畫の上に、其の他當然政府の義務に屬して増加すべきもの約三千六百萬圓あり、故に經常部臨時部を通じ極力節約せる額約一億千二百餘萬圓なり、然れども尙前年度に比し剩餘金二百萬圓を増加せざるべからざる事態なり。

今回提出せる大正十二年度總豫算追加第一號に計上せる帝都復興豫算は歳入歳出各千四百六十九萬千三百九十五圓にして、國の執行する帝都復興事業費、東京府及神奈川縣の執行する復興事業の財源として貸付金及補助金、東京横濱兩市の復興事業財源として要する市債の利子補給並帝都復興院の事務費なり、帝都復興豫算は總額約五億九千七百餘萬圓を要し、大正十七年度昭和三年度まで六

箇年に亘る支出總額なり、之が財源は總て公債に求むる計畫なり。

尙此の外に東京横濱兩市が外國に於て起債をなす場合に於ては、政府が元利支拂の保證をなすものにして、即ち國庫負擔となるべき契約をなすの件(追第一號及保險會社の貸付金一億八千萬圓(追第三號)の追加豫算を計上せり、之が財源も總て公債に求めむとす、尙右貸付に伴ふ事務費九千餘萬圓は農商務省所管に要求せるものにして、此の財源は前年度の剩餘金に求む、一般會計の追加豫算第二

今回提出せる大正十二年度總豫算追加第一號に計上せる帝都復興豫算は歳入歳出各千四百六十九萬千三百九十五圓にして、國の執行する帝都復興事業費、東京府及神奈川縣の執行する復興事業の財源として貸付金及補助金、東京横濱兩市の復興事業財源として要する市債の利子補給並帝都復興院の事務費なり、帝都復興豫算は總額約五億九千七百餘萬圓を要し、大正十七年度昭和三年度まで六

箇年に亘る支出總額なり、之が財源は總て公債に求むる計畫なり。

尙此の外に東京横濱兩市が外國に於て起債をなす場合に於ては、政府が元利支拂の保證をなすものにして、即ち國庫負擔となるべき契約をなすの件(追第一號及保險會社の貸付金一億八千萬圓追第三號)の追加豫算を計上せり、之が財源も總て公債に求めむとす、尙右貸付に伴ふ事務費九千餘萬圓は農商務省所管に要求せるものにして、此の財源は前年度の剩餘金に求む、一般會計の追加豫算第二號は歳入歳出各百七十四萬九千九百三十六圓にして、東京帝國大學に於ける震災應急施設の財源に充つる爲政府が臨時支出金の追加をなすものなり、即ち之を歳入とし東京帝國大學特別會計に於て之に要する歳出を特第一號追加豫算を以て請求せるものなり、此の財源は一般歲計の前年度剩餘金に求む、此の外震災善後處置に關する經費、各省所管國有諸營造物其の他諸般設備の復舊改繕費及震災地の各府縣公共團體に對する國庫の貸付補助等に關しては十分審議の上次期の通常議會に提出し協贊を求むる豫定なり。

帝都復興其の他震災善後に關する經費は巨額にして到底之が財源を一般歲計に求むるの餘地なく特別の増收計畫立たざる以上之を公債に求むるの他なし、政府は復興復舊費を總て公債支辨に據る計畫にして、今後數年に亘り之が募集を行はむとす、然れ共公債の利拂並減債基金繰入金額は全部一般會計上の確定財源を以て支辨すべきものにして、十三年度豫算編成に當りては財政緊縮事業繰延を行ひ、以て將來歲計上毎年度歳入に相當の殘餘を存し、之を公債利拂及減債基金の繰入に充つる事とせり、尙復興公債は國力の許す限り内國債に依らむとするものなれども、震災地に於ける經濟上の恢復を急ぐ爲には復興材料を相當外國に仰ぐ可きは已むを得ざる事態にして、其の支拂代金の資源を外國市場に仰ぐは國債金融の調節上より見て必要且便宜の手段なりと信ず、復興公債の發行に際しては内外市場の狀況を察し然るべく安排する考なり。

續いて右大藏大臣の演説に對する質疑應答あり、終つて之を委員會に移す。

衆議院に於ては豫算委員會を開くこと四回の後、十二月十九日午後一時第一讀會を續會せり、委員長山本悌二郎君豫算委員會の經過並結果に就き報告す、其の要領左の如し。

復興に關する豫算案四件の中就中大正二十二年歳入歳出總豫算追加第一號即ち帝都復興院、帝都復興事業費其の他復興事業に關する自治體への貸付金等は最も重要な豫算なり、委員會に於ては之に對する財源如何が質問の焦點となれり、政府の言ふ所によれば此の豫算に掲げたる繼續費、事業費五億九千餘萬圓の外尙將來請求すべき復興に關する豫算を合算すれば十五億圓見當にして、之に對する元利支拂の財源には今後經濟界が回復するに従ひ歳入の増加すべきことを見越して計上せられしなり、此の點特に各委員の頗る憂慮せる所にして、即ち其の名は自然増収と謂ひ、或は回復増収と謂ふも、將來に於て起るべき歳入の増加を目的とせる點に於ては毫も軒輊するなし、此の不確實なる見込を以て唯一の財源とし十五億の計畫を樹るは甚だ不安なき能はず、此の點に關し特に田川大吉郎君は、大正十三年度より同二十二年度に至るまでの概計表なるものを見るに大正十三年度に比し大正二十二年度は歳出に於て一億餘圓を減じ居れるも從來の經驗により又常識上より判斷し、國家が發達するに従ひ歳出は常に漸増を來すを常とす、大正十三年度の歳出と大正二十二年度の歳出と相同じと云ふが如きさへ不安なるに、六年後に於て一億圓の歳出減少を見込めるは大なる誤なり、斯く一方に於て歳出の減少を見積りながら一方に於ては大正二十二年度に於て大正十三年度に比し五千萬圓の歳入増加を見積り、即ち歳出に於て一億を減じ歳入に於て五千萬圓の増加を見積り、差引一億五千萬圓を以て此の十五億に對する元利支拂の財源となせるは如何にも非常識極まる計算にあらずやとの質問を試みたるに、政府之に答へて、歳計の數字のみより見れば大正二十二年に於て歳出一億圓の減少となるも、十五億に對する公債の元利支拂を此の金額に加算すれば大正二十二年に

比し大正二十二年の歳出は増加することゝなると云へり、されど此の答辯は田川君の質問と相距ること遠し、次に復興豫算として今回提出されたる金額の範圍内に於て計畫事業の遂行をなし得るものなりや、將來に於て此の金額以上に更に追加要求するものなりや否やの委員の質問に對し政府は、計畫の總てを合して十五億の公債を募り、之に對する元利の支拂をなし、其の範圍内に於て歳計を立てたるものなるを以て、此の十五億を超過することなしと答へたり、更に政府は經濟復興に關し

一億五千萬圓を以て此の十五億に對する元利支拂の財源となせるは如何にも非常識極まる計算にあらずやとの質問を試みたるに、政府之に答へて、歳計の數字のみより見れば大正二十年度に於て歳出一億圓の減少となるも、十五億に對する公債の元利支拂を此の金額に加算すれば大正二十年度に

比し大正二十年度の歳出は増加することゝなると云へり、されど此の答辯は田川君の質問と相距ること遠し、次に復興豫算として今回提出されたる金額の範圍内に於て計畫事業の遂行をなし得るものなりや、將來に於て此の金額以上に更に追加要求するものなりや否やの委員の質問に對し政府は、計畫の總てを合して十五億の公債を募り、之に對する元利の支拂をなし、其の範圍内に於て歳計を立てたるものなるを以て、此の十五億を超過することなしと答へたり、更に政府は經濟復興に關し單に都市外形の復興にのみ没頭し居るが如きも、一步進みて全國々民の生活復興發展に就ては如何なる考へなりや、少くとも今日迄此の點に關して何等施設する所無きが如しと云へる委員の質問に對し、大藏大臣は、將來數箇年に亘り今回豫算に提出されたる約六億に近き復興費が支出さるゝのみならず、更に其れ以外の復興計畫あり、結局十五億の金は東京を中心として罹災地に散布さるゝものなり、此の資金は取も直さず經濟復興に資する資金と見做すことを得べしと云ひ、一般の金融機關を活動せしめ、之によりて經濟復興の資金を供給することが自然の途にして、政府は直接低利資金を貸付るが如きことをなさず、此の復興計畫によりて散布さるゝ多額の資金こそ生産の資源と見做すべきものなりと述べたり、斯くて討論に入るや二つの修正案提出せられたり、其の一は政友會島田俊雄君の提出せられしものにして、此の修正案によれば帝都復興事業費の六箇年繼續費總額四億四千八百五十七萬圓、此の中一億六百三十七萬七千二百圓を減額するといふが一つの項目なり、此の結果として大正二十年度の復興事業費年割額に於て二百五十五萬八千二百圓を削減し、更に復興院費即ち此の事業を遂行する爲の復興院の事業費は全部之を削除すといふにあり、復興事業費中一億六百萬圓を削減するに就きては先づ土地整理費に於て三千五百六十萬圓を減じたり、政府の提案によれば區劃整理は全部國に於て行ふ事になり居れども、新區劃整理は之を自治體に委ね、唯街路修築等に伴ひ已むを得ざる部分のみを國に於て負擔することゝし之に要する一億一千万圓を計上

したり、次に街路費に於て十二間幅以上の街路は國に於て之を修築し十二間未満の分は自治體をして之を行はしむることとし街路費の總額中約二割に相當する減額をなし、都合一億六百萬圓の減額となりたる次第なり、復興院の豫算は全部を削除せり、既に緊急支出により二月迄の復興院費を支出するものなれば事業の遂行上には何等差支なかるべく、此の際尨大なる特別機關を設くるより之内務省管掌の下に行はしむるは經費も少く且事業も敏活に遂行し得べし。

次に守谷松之助君よりの修正意見あり、即ち此の修正案は大正十七年度迄の總額の中復興事業費に於て三百十一萬圓を減じ、復興院費に於て四萬圓を減じ、全體の事業費の上に五千六百萬圓餘の削減を加ふるものなり、右委員長の報告に對し湯淺凡平君の質問あり、此の修正案に依りて果して罹災者百有餘萬人の窮狀を救ひ、帝都の復興を完成し得るの確定ありやと云へるに對し、山本總理大臣は右修正案が政府案とは多大の差異あり帝都復興事業の實行上多少の支障を生ずべき虞なしとせざれども、目下の非常時に於て東京市民全體に對し一日も早く安寧を期せしめ全力を擧げて應急の策を講ずる外なしと信じ、大局の上より萬已むを得ずと決心せる旨を述べ。

斯くて二三質問の後採決の結果島田俊雄君の修正案は大多數を以て可決され、守谷君の修正案及原案は否決せられたり、尙採決後に於て島田君より左の如き希望決議の提出あり。

決議

政府ハ速ニ行政整理ヲ斷行シ確實ナル財源ヲ得テ以テ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルト共ニ勤儉節約ノ範ヲ示シ同時ニ經濟復興ニ關シ更ニ進ミテ適當ノ施設ヲナスヘシ
此の附帶決議案は滿場一致可決せられたり。

討議數刻の後大正十二年度歳入歳出總豫算追加案は採決の結果委員長報告を可とする者二百四十一票、否とする者百六票を以て通過し他の三案は之又委員長報告通滿場異議なく可決確定せり。

修正豫算左の如し。

修正豫算

(小字は修正文——は削除の符號なり)

第一條 大正十二年度歳入歳出追加額を各千四百四拾參萬七百八拾五圓

別冊甲號歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

第二條 別冊乙號所掲ノ費途ハ其ノ規畫スル所ニ從ヒ大正十二年度以降ノ繼續費ト爲ス

ヲ示シ同時ニ經濟復興ニ關シ更ニ進ミテ適當ノ施設ヲナスヘシ
 此の附帶決議案は滿場一致可決せられたり。
 討議數刻の後大正十二年度歳入歳出總豫算追加案は採決の結果委員長報告を可とする者二百四十一
 票、否とする者百六票を以て通過し他の三案は之又委員長報告通滿場異議なく可決確定せり。

修正豫算左の如し。

修正豫算

(小字は修正文——は削除の符號なり)

第一條 大正十二年度歳入歳出追加額を各千四百四拾參萬七百八拾五圓千四百四拾參萬七百八拾五圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ

別冊甲號歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

第二條 別冊乙號所掲ノ費途ハ其ノ規畫スル所ニ從ヒ大正十二年度以降ノ繼續費ト爲ス

第三條 大正十二年度歳出豫算追加中別冊丙號所掲ノ費途ハ年度末支出殘額ヲ翌大正十三年度ニ繰
 越使用スルコトヲ得

甲 號

歳入臨時部

第九款 公 債 金

第三項 復興公債及繰替借入金

歳出臨時部

大藏省所管

第十八款 帝都復興院

第一項 俸 給

第二項 事 務 費

第三項 調査及研究費

第十九款 帝都復興事業費

第一項 東京復興費

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

七〇二、四一〇

一二六、四四七

四六〇、五一八

一一五、四四五

六、二九一、八〇〇

八、八五〇、〇〇〇

五、七〇一、〇〇〇

七、九八一、〇〇〇

一一、四三〇、七八五圓

一四、六九一、三九五圓

一一、四三〇、七八五

一四、六九一、三九五

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第二項 横濱復興費

五八六、二〇〇〇

第十九款 復興事業費貸付金

一、二八三、三五六

第一項 地方復興事業費貸付金

一、二八三、三五六

第二十款 復興事業費補助

三、八一六、八一七

第一項 地方復興事業費補助

三、八一六、八一七

第二十一款 復興事業債利子補給

三、八八、八一七

第一項 地方復興事業債利子補給

三、八八、八一七

大藏省所管合計

一、四一、四三〇、七八五

乙 號

大藏省所管

帝都復興事業費

總 額

(款) 帝都復興事業費

四、四二、一九二、〇〇〇

(項) 東京復興費

四、〇〇、二七九、三〇〇

(項) 横濱復興費

四、三〇、五七四、〇〇〇

年 額

大正十二年度

六、八二、九〇〇、〇〇〇

東京復興費

八、八五、〇〇〇、〇〇〇

横濱復興費

一、八七、七三〇、〇〇〇

大正十三年度

一、〇七、九七六、〇〇〇

東京復興費

一、〇七、九七六、〇〇〇

横濱復興費

一、三九、一五五、〇〇〇

(項) 横濱復興費

年 額

大正十二年度

東京復興費

四三
五五
七七
七四
〇〇
〇〇

八六
二九
〇一
〇八
〇〇
〇〇

七五
七八
〇五
〇六
〇〇
〇〇

横濱復興費

大正十三年度

東京復興費

横濱復興費

大正十四年度

東京復興費

横濱復興費

大正十五年度

東京復興費

横濱復興費

大正十六年度

東京復興費

横濱復興費

大正十七年度

東京復興費

横濱復興費

説 明

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

一八
九七
七三
〇七
〇〇
〇〇

一〇七
六七
五九
八五
一五
〇四
〇〇
〇〇

一三
九六
五五
一〇
〇六
〇〇
〇〇
〇〇

一〇七
五七
一八
三九
七三
〇〇
〇〇
〇〇

一四
六六
一一
二九
〇八
〇〇
〇〇
〇〇

七六
〇三
八九
四九
〇二
〇〇
〇〇
〇〇

七五
二八
二四
三一
〇六
〇〇
〇〇
〇〇

六四
七七
九三
三八
〇四
〇〇
〇〇
〇〇

四三
六九
〇六
六一
五八
三六
三六
〇〇

四三
一四
三七
四二
二一
〇〇
〇〇
〇〇

前記ノ費途ハ前掲ノ六箇年度ニ亘リ経續費ト爲スヲ要ス。
丙 號

大藏省所管

地方復興事業費貸付金 歳出臨時部第二十九款復興事業費貸付金第一項

説明

右ハ東京府及神奈川縣ニ對シ復興事業ノ資金ニ充ツル爲貸付クルモノナルヲ以テ當該府縣ニ於ケル事業進捗上ノ都合ニ依リ年度内支出ヲ了スルヲ期シ難シ依テ本年度ノ支出額ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルヲ要ス

大正十二年十二月二十日貴族院本會議に右豫算案の上程ありて井上大藏大臣は衆議院に於けると同様の説明をなし、「帝都復興事業費を衆議院に於て修正せるは誠に遺憾とする所にて政府は當初の提案に依るにあらざれば其の目的を貫徹し能はざる處と認むるも、一方罹災地の現狀に鑑み一日も速かに此の復興計畫を確立し、市民の嚮ふ所を知らしめ、民心の安定を圖るを急務とし、此の修正案の範圍内に於て及ぶ限り復興事業の實行の努力するものなり」と敷衍す、之に對し男爵阪谷芳郎君は「今回の震災は國家の不幸至大なるも都市計畫を施行する上に於ては千載一遇の好時機なり、帝都は經濟の根本商工業の中心なり、此の機會に帝都の完璧を畫るべきものにて、吾人は政府の原案を以て尙之が目的成就には不充分と信ず、而して衆議院の修正案は一層帝都の將來に禍根を貽すの感あり」と述べ、山本首相は衆議院の修正は遺憾とする所なるも、大體に於て帝都復興計畫通行はるものと信じ、尙市民に安心を得さしむる爲同意せりと陳述す。

十二月二十三日午前十時右豫算案第一讀會の續開あり、委員長伯爵林博太郎君より豫算委員會の経過及結果の報告あり、男爵阪谷芳郎君は衆議院修正の不當なるを論じ、政府提出の原案に復すべきを

述べ、子爵八條隆正君は衆議院の修正案に賛意を表し、結局採決の結果多數を以て衆議院修正案を可決確定せり。

如上の衆議院の修正案に賛成せるも貴族院は之を以て復興計畫に充分なる案とせるものにあらず、是より先侯爵蜂須賀正韻君外五名より帝都復興に關する左記決議案の提出あり。

帝都復興ニ關スル決議

首相は衆議院の修正は遺憾とする所なるも、大體に於て帝都復興計畫通行はるものと信じ、尙市民に安心を得さしむる爲同意せりと陳述す。

十二月二十三日午前十時右豫算案第一讀會の續開あり、委員長伯爵林博太郎君より豫算委員會の経過及結果の報告あり、男爵阪谷芳郎君は衆議院修正の不當なるを論じ、政府提出の原案に復すべきを

述べ、子爵八條隆正君は衆議院の修正案に賛意を表し、結局採決の結果多數を以て衆議院修正案を可決確定せり。

如上の衆議院の修正案に賛成せるも貴族院は之を以て復興計畫に充分なる案とせるものにあらず、是より先侯爵蜂須賀正韻君外五名より帝都復興に關する左記決議案の提出あり。

帝都復興ニ關スル決議

帝都復興ノ計畫ハ須ク帝都百年ノ計ヲ根基ト爲シ而シテ其ノ遂行ハ國家財政ノ實狀ニ鑑ミ緩急其ノ宜シキニ從フヲ要ス今次ノ復興計畫ハ數々變改ヲ重ネテ尙未タ盡サ、ルノ憾アリ政府ハ克ク慮ヲ遠キニ致シ補正以テ其ノ大成ヲ期スヘキモノトス

右決議ス

右の決議案は採決の結果多數を以て可決されたり、尙追第一號豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すを要するの件は異議なく原案通過せり。

第三項 審議の結果

一、帝都復興豫算

(大正十二年十二月二十四日公布)

二、豫算外國庫負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(大正十二年十二月二十四日公布)

一般會計

大藏省所管

東京市復興事業債元利保證

横濱市復興事業債元利保證

政府ハ復興事業ノ費用ニ充ツル爲東京市及横濱市カ外國ニ於テ募集スル市債ニ對シ左ノ條件ニ依リ其ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得

一、政府ニ於テ保證スヘキ市債ハ東京市ノ分ハ額面一億圓横濱市ノ分ハ額面四千萬圓ヲ限度トスルコト

二、市債ノ償還期限ハ起債ノ年ヨリ三十六箇年以内ナルコト
東京府復興事業費貸付金

神奈川縣復興事業費貸付金

政府ハ東京府及神奈川縣ニ對シ其ノ執行スル復興事業ノ資金ニ充ツル爲左ノ條件ニ依リ東京府ニハ總額千二百七十四萬九千六百九十八圓神奈川縣ニハ總額二百五十七萬五千七百四圓ヲ限り貸付スルノ契約ヲ結フコトヲ得

一、貸付金額ハ左ノ年割ノ範圍内トス但シ各年度ニ屬スル金額ハ之ヲ後年度ニ繰下クルヲ妨ケサルコト

二、利子ハ年五分トス但シ据置期間中ハ無利子トス

三、据置期間ハ大正十八年三月三十一日限トス

四、償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十箇年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依リ之ヲ償還セシムルモノトス

防火地區建築費補助

防火地區建築費補助トシテ總額二千萬圓ヲ限り左ノ年割ノ範圍ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

東京府復興事業費補助

東京府復興事業費補助トシテ總額七百五十八萬三千五百六圓ヲ限り左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

神奈川縣復興事業費補助

神奈川縣復興事業費補助トシテ總額七十四萬二千三百七十一圓ヲ限り左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

東京市復興事業費補助

東京市復興事業費補助トシテ總額五千十五萬六千七百七圓ヲ限り左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スル

防火地區建築費補助トシテ總額二千萬圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

東京府復興事業費補助

東京府復興事業費補助トシテ總額七百五十八萬三千五百六圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

神奈川縣復興事業費補助

神奈川縣復興事業費補助トシテ總額七十四萬二千三百七十一圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

東京市復興事業費補助

東京市復興事業費補助トシテ總額五千十五萬六千七百七圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

横濱市復興事業費補助

横濱市復興事業費補助トシテ總額一千七十四萬三千三百三十三圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

東京市復興事業債利子補給

東京市復興事業債利子補給トシテ總額千七百四十萬八千二百七十四圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

横濱市復興事業債利子補給

横濱市復興事業債利子補給トシテ總額四百二十八萬六千四百五十六圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ得

政府提出の帝都復興豫算案中議會に於て修正削減せられしは事務費の全額及東京市横濱市復興費中街路費及土地整理費に關するものなり、今修正内容を各費目毎に原案と比較せば左の如し。

項 目 節	原案	年 割 金 額						
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	總金額
東京復興費	40,273,000円	7,911,000円	10,651,000円	10,518,000円	6,881,000円	6,473,800円	41,371,100円	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

整理地		街路費							
修	原	雜費	溝共	橋梁	工事	補用	修	修	
正	案	工	同	費	費	地及	正	原	
案	案	原	原	原	原	費	案	案	
正	案	正	正	正	正	正	正	正	
五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	九,三二,四八六	一八,五三,〇〇〇	七,〇八九,三九〇	一九,一五〇,〇〇〇	三三,五五〇,〇〇〇	五三,七〇〇,〇〇〇	七,一五〇,〇〇〇	三〇六,六七八,四〇〇
三九〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	一四二,〇〇〇	—	五〇〇,〇〇〇	三,六四五,六〇〇	四,三二〇,〇〇〇	五,七〇五,六〇〇	五,七〇五,六〇〇
二,四六二,〇〇〇	二,五三〇,〇〇〇	一,三三二,〇〇〇	二,六三三,〇〇〇	一,四二〇,〇〇〇	七,二二五,〇〇〇	五二,八五,四〇〇	五七,〇九〇,〇〇〇	七,九五五,四〇〇	七,九五五,四〇〇
一,八四三,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇	一,四六〇,〇〇〇	二,九三五,〇〇〇	一,四二〇,〇〇〇	七,八〇〇,〇〇〇	五二,六八八,〇〇〇	五五,一七〇,〇〇〇	七,五三三,〇〇〇	七,五三三,〇〇〇
二四九,〇〇〇	三,九三〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇	四,二〇三,〇〇〇	一,四二〇,〇〇〇	四,五八一,〇〇〇	三三,八六一,二〇〇	三〇,八八〇,〇〇〇	六〇,三四九,二〇〇	六〇,三四九,二〇〇
五,〇〇〇	三,九五〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	四,三三三,八〇〇	一,四二〇,〇〇〇	七,一〇一,〇〇〇	二五,六五一,〇四〇	二七,一三四,〇〇〇	七,九三三,〇四〇	七,九三三,〇四〇
—	—	二,二六八,四八六	四,二二六,二〇〇	一,四〇九,三九〇	三,四三〇,〇〇〇	—	—	二,二四〇,三四二,一六〇	二,二四〇,三四二,一六〇

補償費		整理費	
修	原	修	原
正	案	正	案
五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三九〇,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	一八五,〇〇〇	一八五,〇〇〇
二,四六二,〇〇〇	二,五三〇,〇〇〇	一,四三〇,〇〇〇	一,四三〇,〇〇〇
一,八四三,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇
二四九,〇〇〇	三,九三〇,〇〇〇	一八九,〇〇〇	一八九,〇〇〇
五,〇〇〇	三,九五〇,〇〇〇	一四六,〇〇〇	一四六,〇〇〇
—	—	—	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

		橋梁費		工事費		用地及補償費		街路費		復興費	
修正	原案	修正	原案	修正	原案	修正	原案	修正	原案	修正	原案
三、〇〇四、七七七	五、〇六二、〇〇〇	三、五五二、〇九〇	七、〇九一、〇〇〇	一七、七二一、〇〇〇	一八、一〇八、〇〇〇	二五、三八二、四〇〇	三、七七八、〇〇〇	三五、五四四、四〇〇	四五、七七七、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
二八、〇〇〇	四七、〇〇〇	三一、一八〇	五九、〇〇〇	二九六、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	三六五、二〇〇	四九九、〇〇〇	五八六、二〇〇	八六九、〇〇〇	一五、〇〇〇	二五五、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	六八四、〇〇〇	八九九、六〇〇	九五〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	七、四七六、〇〇〇	七、二五四、六〇〇	九、三三七、〇〇〇	九、六五一、六〇〇	一三、一五一、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	一、九四五、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	七三九、〇〇〇	九〇九、四〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	七、〇七四、〇〇〇	七、二七八、四〇〇	九、〇六三、〇〇〇	九、三三二、四〇〇	一二、六〇三、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	一、四二三、〇〇〇	五五、六〇〇	一、七三〇、〇〇〇	二、八五五、〇〇〇	一、七〇四、〇〇〇	四、三三〇、六〇〇	五、二九二、〇〇〇	五、八四一、六〇〇	七、三三三、〇〇〇	一五、〇〇〇	二六一、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	五八七、〇〇〇	一、五四〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、四七四、〇〇〇	三、六七七、八九四	四、四三七、三六七	五、四四二、八九四	六、六三七、三六七	二〇、〇〇〇	八九、〇〇〇
五七六、七七七	一、〇六九、〇〇〇	五九九、三〇〇	一、七九二、〇〇〇	一、二二〇、〇〇〇	—	二、四九五、七〇六	三、二一九、六三三	四、六六九、七〇六	五、二九三、六三三	—	—

土地整理費		雜費
修正	原案	修正
八、七五〇、〇〇〇	四〇、五〇〇、〇〇〇	九、三二、四八六
六〇〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	七一、〇〇〇
四、一七二、〇〇〇	一五、九〇五、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇
三、一九三、〇〇〇	一四、六五〇、〇〇〇	一、四六〇、〇〇〇
四六三、〇〇〇	四、三七〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
二二二、〇〇〇	四、一八五、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇
—	—	二、天八、四八六

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

三〇二

		土地整理費		整理費		補償費		雜工費		雜費	
		原案	修正	原案	修正	原案	修正	原案	修正	原案	修正
	雜工費	一、四七、〇〇〇	一、〇四、五三三	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
	雜費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
	整理費	六、四八、〇〇〇	二、五八、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
	補償費	五、二五、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	二、〇四、〇〇〇	二、〇四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇
	土地整理費	二、五八、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	三三三、〇〇〇	三三三、〇〇〇	二、〇四、〇〇〇	二、〇四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇	一、九四、〇〇〇
	總計	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三	一、〇四、五三三

以上豫算の修正と共に地方公共團體の分擔割合左の如く修正さる。

東京復興事業費	區分		豫算額	地方分擔割合	地方分擔額
	原案	修正案			
用地及補償費	原案	修正案	一四〇、七九三、〇〇〇 <small>円</small>	二分ノ一	一五、八五、三九 <small>円</small>
橋梁費	原案	修正案	三六、六七八、四〇〇		一三〇、二四、九一
地下埋設物共同溝費	原案	修正案	一六、四二〇、八七六		
雜工費	原案	修正案	一六、四二〇、八七六		

街路費		豫算額	地方分擔割合	地方分擔額
原案	修正案			
用地及補償費	原案	一四〇、七九三、〇〇〇 <small>円</small>	二分ノ一	一五、八五、三九 <small>円</small>
橋梁費	原案	三六、六七八、四〇〇		一三〇、二四、九一
地下埋設物共同溝費	原案	一六、四二〇、八七六		
雜工費	原案	一六、四二〇、八七六		

東京復興事業費	原案修正	豫算額	地方分担	地方分擔額
修正案	原案	四〇一、七九三、〇〇〇 三六、六七八、四〇〇	二分の一	一五、八五、三九 一三〇、三四、九一

土地整理費	街路費			横濱復興事業費	土地整理費	街路費		
	雑工雑費	橋梁費	用地及補償費			雑工雑費	地下埋設物共同溝費	橋梁費
修正案	修正案	修正案	修正案	修正案	修正案	修正案	修正案	修正案
二、五六一、〇〇〇	一、四六七、〇〇〇	二四、二七七、八八七	三〇、二六一、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇	一六、四二〇、八七六	三七、五〇三、〇〇〇	二四一、〇四七、五五四	二八四、三〇〇、〇〇〇
		二ノ分一					二ノ分一	
		一三、二六、九四三	一五、一三〇、五〇〇	一四、〇〇八、六九五			一七、〇〇〇、一五〇	一四、一六〇、〇〇〇

備考 以上の復興豫算に就ては本節第一項及第二項参照

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第十二節 第四十九議會に於ける帝都復興追加豫算の審議

第一項 復興追加豫算概要

帝都復興事業は第四十七議會に於て其の豫算を修正削減せられたる結果、補助線街路の修築及土地區劃整理の大部分は東京・横濱兩市に於て之を施行するの要あり、然れども震災に依る打撃の爲兩市自ら之に對する費用を負擔すること甚だ困難なり、於茲東京市長は大正十三年一月十五日付を以て事業計畫書を添へ國庫補助金及貸付金を稟申し、又横濱市長は大正十二年十二月二十七日市會の決議を以て同じく國庫補助及貸付に付稟申し、尙本事業を明治三十年法律第三十七號第一條第二項に依り國に於て直接施行せられたしと稟申し。

内務省に於ては當事業の性質として直接國に於て全部施行するを最善の方法と信ずるも既に議會の修正ある以上は横濱市長より稟請の如く法律第三十七號に依り國に於て施行するは穩當ならず、議會の趣旨に基き東京、横濱兩市をして施行せしむるを妥當なりとし、専ら兩市の財政を考察したる結果街路費に於て二分の一を補助し、殘額を貸付け土地區劃整理費に於て所要經費の三分の二を補助し、殘額を貸付くることに決し、左の追加豫算要求書を立て、大正十三年一月二十二日之を大藏省に送附せり。

(参照)

國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件 (明治三十年四月法律第三十七號)

第一條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國庫ヨリ其ノ費用ヲ補助スルモノニ關シ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ事業ノ設計施行管理並經費收支ノ方法等ニ付期間ヲ指定シテ之カ變更ヲ命シ若シ命ニ從ハサルトキハ直ニ之ヲ變更スルコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ直接施行スルコトヲ得

第二條 前條ノ事業ニ關シ經費ノ負擔ヲ爲シ又ハ經費ノ變更ヲ爲スヘキ場合ニ於テ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ直ニ豫算ヲ定メ又ハ豫算ヲ追加シ若ハ更正シ必要ナル費用ヲ支辨セシムルコトヲ得

第三條 此ノ法律ニ規定シタル主務大臣ノ職務ハ其ノ委任ヲ受ケタル地方長官ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國ノ事業ト關聯スル場合ニ於テハ此ノ法律ノ規程ヲ準用スルコトヲ得

國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件 (明治三十年四月法律第三十七號)

第一條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國庫ヨリ其ノ費用ヲ補助スルモノニ關シ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ事業ノ設計施行管理並經費收支ノ方法等ニ付期間ヲ指定シテ之カ變更ヲ命シ若シ命ニ從ハサルトキハ直ニ之ヲ變更スルコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ直接施行スルコトヲ得

第二條 前條ノ事業ニ關シ經費ノ負擔ヲ爲シ又ハ經費ノ變更ヲ爲スヘキ場合ニ於テ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ直ニ豫算ヲ定メ又ハ豫算ヲ追加シ若ハ更正シ必要ナル費用ヲ支辨セシムルコトヲ得

第三條 此ノ法律ニ規定シタル主務大臣ノ職務ハ其ノ委任ヲ受ケタル地方長官ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國ノ事業ト關聯スル場合ニ於テハ此ノ法律ノ規程ヲ準用スルコトヲ得

第五條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

區分	東		京		横		濱		計	
	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助
街路	三三、七九、二四五	三三、七九、二四五	六七、五八、二八〇	三三、一四、四〇〇	三三、一四、四〇〇	六六、二八、八〇〇	三七、二二、八五〇	三七、二二、八五〇	七四、二四、五七〇	七四、二四、五七〇
土地區劃整理	一一、六四、一六六	三三、二八、三三四	三四、九二、五〇〇	一四、六六、三三三	二八、七二、四六七	四三、〇八、七〇〇	一三、〇九、八九九	二六、一五、八〇一	三九、二三、七〇〇	三九、二三、七〇〇
計	四五、四三、四一六	六七、〇七、五八九	一〇二、五〇、七八〇	四七、八〇、七三三	六四、四四、九三四	一〇九、三七、五〇〇	五〇、三二、七四九	五二、三一、六〇一	一一三、四七、二七〇	一一三、四七、二七〇

右提出案は第四十七議會に於て削減せられたる事業費に相當し之に事務費として街路費は五分土地區劃整理費は一割を加へて總額と爲せるものなり、然るに大藏省は内務省と折衝の結果一月三十日左の如く修正決定したるも翌三十一日衆議院第四十八議會解散となりたる爲遂に議會に提出すること能はざりき。

區分	東		京		横		濱		計		減
	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助	貸付	補助	
街路	三〇、二二、〇〇〇	三〇、二二、〇〇〇	六〇、八五、〇〇〇	三〇、〇九、〇〇〇	三〇、〇九、〇〇〇	六〇、一八、〇〇〇	三三、四三、〇〇〇	三三、四三、〇〇〇	六六、八七、〇〇〇	六六、八七、〇〇〇	七、七五、七一〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

土地區劃	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
計	四、七、四、〇〇〇

右決定案の内容は街路費に於ては第四十七議會に於て削減せられたる金額七千七百一十一萬二百圓より工事模様替等に依り六百四十七萬三千八百八十八圓を減額せるもの、又土地區劃整理費に於ては同議會に於て削減せられたる金額三千五百六十六萬七千圓に計畫變更に依り十萬二千二百三十圓を加へたるものを以てし、之に事務費として街路費四分二厘、土地區劃整理費六分六厘を加算したるものを以て總額とし補助歩合は原案通とす。

次で第四十九議會の成立に臨み、本決定案を以て帝都復興追加豫算案と爲して提出す、是は大正十三年度以降大正十七年度に至る五箇年間の豫算外國庫の負擔に屬する經費として計上せられたるものなり、而して大正十二年度豫算は第四十八議會衆議院の解散に依り其の協贊を経ること能はざりしと雖政府は第四十七臨時議會に於ける繼續費の成立に基き事業の促進を圖るの緊切なるを認め翌二月一日豫算外支出案を立て大藏省に要求せり、大藏省に於ては之を財政上緊急處分案として計上し公債金の繰入を以て豫算外支出の議三月七日勅裁を経たるものなり。今其の年度割金額を示せば左の如し。

區分	總額	年割					金額
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	
復興事業費貸付金	四六、一四五、〇〇〇 <small>円</small>	一、〇三三、〇〇〇 <small>円</small>	八、五七三、〇〇〇 <small>円</small>	二、五三〇、〇〇〇 <small>円</small>	二、六〇四、〇〇〇 <small>円</small>	七、〇六六、〇〇〇 <small>円</small>	四、三四九、〇〇〇 <small>円</small>
地方復興事業費貸付金	四六、一四五、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	八、五七三、〇〇〇	二、五三〇、〇〇〇	二、六〇四、〇〇〇	七、〇六六、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇

東京市復興事業費貸付金	四一、七四三、〇〇〇	九八、〇〇〇	七、七七、〇〇〇	二、二八五、〇〇〇	二、四八、〇〇〇	六、四二七、〇〇〇	三、九五八、〇〇〇
横濱市復興事業費貸付金	四、四〇一、〇〇〇	九五、〇〇〇	八四六、〇〇〇	一、二四五、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	六三九、〇〇〇	三九一、〇〇〇
復興事業費補助	五八、八五、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	一、七、一四七、〇〇〇	一、五、七二六、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇
地方復興事業費補助	五八、八五、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	一、七、一四七、〇〇〇	一、五、七二六、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇
東京市復興事業費補助	五三、〇〇〇、〇〇〇	二、二二一、〇〇〇	二、〇、五三三、〇〇〇	二、五、三六九、〇〇〇	二、四、一九九、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	三、九五八、〇〇〇

區分	總額	年					割	金	額
		十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度			
復興事業費貸付金	四六、一四五、〇〇〇 _円	一、〇三三、〇〇〇	八、五七三、〇〇〇 _円	二、五三〇、〇〇〇 _円	二、六〇四、〇〇〇 _円	七、〇六六、〇〇〇 _円	四、三四九、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇	
地方復興事業費貸付金	四六、一四五、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	八、五七三、〇〇〇	二、五三〇、〇〇〇	二、六〇四、〇〇〇	七、〇六六、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇	四、三四九、〇〇〇	

更に種目別に年度別金額を示せば左の如し。

東京市復興事業費貸付金	四一、七四三、〇〇〇	九八、〇〇〇	七、七七七、〇〇〇	一一、二八五、〇〇〇	一一、四一八、〇〇〇	六、四二七、〇〇〇	三、九五八、〇〇〇
横濱市復興事業費貸付金	四、四〇一、〇〇〇	九五、〇〇〇	八四六、〇〇〇	一、二四五、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	六三九、〇〇〇	三九一、〇〇〇
復興事業費補助	五八、八五五、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	一、七四七、〇〇〇	二、五七六、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	四、四三九、〇〇〇
地方復興事業費補助	五八、八五五、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	一、七四七、〇〇〇	二、五七六、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	四、四三九、〇〇〇
東京市復興事業費補助	五三、〇六〇、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一〇、五三三、〇〇〇	五、三六九、〇〇〇	一四、一九九、〇〇〇	七、八〇〇、〇〇〇	三、九五八、〇〇〇
横濱市復興事業費補助	五、七九五、〇〇〇	一、二六、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	一、七七八、〇〇〇	一、五七、〇〇〇	七八〇、〇〇〇	三九一、〇〇〇
合計	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	二〇、二七九、〇〇〇	二九、六七七、〇〇〇	二八、三三〇、〇〇〇	二五、六六六、〇〇〇	八、六九八、〇〇〇

市別	費目	總額	年					割
			十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度	
東京市	事務費	二、三九六、六八 _円	五〇、八〇六 _円	三九、九九二 _円	五七、三二六 _円	六八、〇三〇 _円	三六、五三〇 _円	三二、七四 _円
	用地及補償費	二、五三三、三三	四六、八〇〇	三、五五六〇〇	五、〇九八、七〇〇	六、一五、三〇〇	三、五五四、四〇〇	二、八〇二、五三
	工事費	三、二八七、八二	四七、四六〇	三、六二六、八〇〇	五、一七五、〇〇〇	六、三三七、〇〇〇	三、六八七、四〇〇	二、八九九、三三
	橋梁費	二、八〇〇、〇〇〇	二五〇、六六六	一、九三三、三六六	二、七九七、四六二	三、三三五、三〇〇	一、九五五、六〇〇	一、五三七、五九六
	雑工雑費	二、八〇四、二八	五九、二七八	四五六、二四二	六六三、六二二	七九六、〇四〇	四六四、〇七〇	三六四、八七
	小計	六〇、八五三、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	九、九〇二、〇〇〇	一四、四〇二、〇〇〇	一七、二七四、〇〇〇	一〇、〇六八、〇〇〇	七、九一六、〇〇〇
	事務費	二、二〇二、〇三二	五二、五五五	五五、六六七	七五八、五六六	五二六、五四六	二五八、七三八	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

		横濱市							
計	土地區劃整理費	街路費			計	土地區劃整理費	街路費		
	小計	事務費	補償費	雜工雜費		小計	事務費	補償費	雜工雜費
10,170,000	4,170,000	258,736	3,558,230	362,026	9,800,000	27,593,558	4,339,400	33,931,000	31,500,000
1,111,000	293,000	5,758	79,185	8,057	11,310,000	687,933	108,523	8,491,000	11,310,000
2,040,000	1,170,000	66,309	91,910	92,781	18,330,000	6,797,951	1,064,431	8,388,000	18,330,000
3,000,000	1,570,000	99,000	1,361,478	1,361,478	26,640,000	9,977,461	1,565,973	3,252,000	26,640,000
2,070,000	993,000	62,481	845,496	86,033	35,670,000	6,760,106	1,066,348	8,343,000	35,670,000
1,490,000	433,000	26,190	360,165	366,645	24,247,000	3,366,216	534,134	4,170,000	24,247,000
762,000					7,916,000				7,916,000

備考

東京市の執行する補助線街路に要する土地は四十一萬二千百十坪にして、其の中三十二萬坪は土地の區劃整理に依り無償取得し得るものにして、買収又は補償すべき土地は九萬二千百十坪、此

の代價千七百五十萬九百圓(單價百九十圓)なり。
 土地區劃整理を施行すべき宅地の面積は約七百萬坪にして國の施行する地區を除き市の施行すべき地區内宅地の面積は五百五十六萬九千坪なり。
 横濱市に於て施行する補助線街路に要する土地は三萬八千八百九十四坪内九千坪は土地の區劃整理に依り無償取得し得るものにして、買収又は補償すべき土地は二萬九千八百九十四坪此の代價二百六十九萬四千六十圓(單價九十圓)なり。
 土地區劃整理を施行すべ宅地の面積は約七十五萬坪にして國の施行せる地區を除き市の施行すべき地區内宅地の面積は四十五萬坪なり。

小計	四、一七九、〇〇〇	九三、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇	一、一五三、〇〇〇	九三三、〇〇〇	四三三、〇〇〇	一
計	一〇、一七九、〇〇〇	三三三、〇〇〇	二、〇四一、〇〇〇	三、〇八六、〇〇〇	二、一〇四、〇〇〇	一、四三三、〇〇〇	七六二、〇〇〇

備考

東京市の執行する補助線街路に要する土地は四十一萬二千百十坪にして、其の中三十二萬坪は土地の區劃整理に依り無償收得し得るものにして、買収又は補償すべき土地は九萬二千百十坪、此

尙之を負擔區分別にすれば左の如し。

の代價千七百五十萬九百圓(單價百九十圓)なり。
 土地區劃整理を施行すべき宅地の面積は約七百萬坪にして國の施行する地區を除き市の施行すべき地區内宅地の面積は五百五十六萬九千坪なり。
 横濱市に於て施行する補助線街路に要する土地は三萬八千八百九十四坪内九千坪は土地の區劃整理に依り無償收得し得るものにして、買収又は補償すべき土地は二萬九千八百九十四坪此の代價二百六十九萬四千六十圓(單價九十圓)なり。
 土地區劃整理を施行すべ宅地の面積は約七十五萬坪にして國の施行せる地區を除き市の施行すべき地區内宅地の面積は四十五萬坪なり。

市別	事業種別	負擔		大正十二年度	大正十三年度以降	計
		區分	歩合			
東京市	街路修築	國	二分ノ一	六四五、〇〇〇	二元、七六一、〇〇〇	六〇、四六六、〇〇〇
		市	二分ノ一	六四五、〇〇〇	二元、七六一、〇〇〇	三〇、四六六、〇〇〇
	計		一、三〇〇、〇〇〇	五九、五三二、〇〇〇	九〇、八三二、〇〇〇	
土地區劃整理	國	三分ノ二	五六六、〇〇〇	三三、〇六八、〇〇〇	二二、六三四、〇〇〇	
	市	三分ノ一	二八三、〇〇〇	一一、〇三四、〇〇〇	一一、三三七、〇〇〇	
計		八四九、〇〇〇	三三、一〇一、〇〇〇	三三、一五一、〇〇〇		
合計	國		一、二二一、〇〇〇	五二、八四九、〇〇〇	五三、〇九〇、〇〇〇	
	市		九三八、〇〇〇	四〇、八八五、〇〇〇	四一、七三四、〇〇〇	
計			二、一三九、〇〇〇	九三、六三四、〇〇〇	九四、八三四、〇〇〇	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

自治體	起債額	毎年度償還額	摘要
東京市	四一、七五〇、〇〇〇 _円	二、七五〇、〇〇〇 _円	起債額は事業費貸付金に相當す
横濱市	四、五〇一、〇〇〇 _円	二六六、三五六	
		同	

第二項 審議經過概要

大正十三年七月一日衆議院本會議に上程、追加豫算に關し濱口大藏大臣は「第四十七議會に於て修正成立せる帝都復興關係費は四億六千八百四十餘萬圓なり、而して右修正の結果新に東京横濱兩市に於て施行すべき街路費及土地區劃整理費は國に於て貸付又は補助を要する爲總額一億五百萬圓を追加する必要あり、然るに右金額の内一部は既に豫算外の支出を了せるもの故將來の所要額は一億二百六十四萬圓にして、大正十七年度迄五箇年に亘り支出を要するものなり、其中二千二十餘萬圓を大正十三年度追加豫算として要求す、其の結果復興局の經費を除きたる帝都復興關係の經費總額は五億七千三百四十餘萬圓なり、右の二千二十餘萬圓に復興局費二百六十餘萬圓及既定年割額の増加千七百四十餘萬圓を加へ、合計四千四十餘萬圓を大正十三年度歳入歳出總豫算追加第一號として茲に提案する所以なり」と説明せり。

七月九日右豫算案第一讀會を續開し、豫算委員長片岡直温君より豫算委員會の經過並結果に就き報告あり、即ち「大正十三年度の豫算は曩に清浦内閣が十四億九千萬圓餘と編成せしも議會解散のため政府は實行豫算を組立て十三億四千七百餘萬圓とせり、前豫算中にも復興に關する經費約一億一千萬圓計上しありしが、之を除きたるものと實行豫算とを比較するに、實行豫算は可なり大なるものとなり居れり、其の豫算中には尙復興に關する經費一億餘圓あり、而して前内閣の編成せし豫算に二三の訂正を加へて之を踏襲し、其の額二億六千七百餘萬圓を計上せり、之實に未曾有の老大なる豫算なり、加之此の第一號追加豫算なるものは四千四十萬圓餘の要求なるが、其の實一億五百萬圓を大正十七年まで五箇年の間に亘り、大正十三年度に於て四千四十萬圓を追加要求せるなり、第二號の如き一億二千二百三十五萬六千六百七十五圓は大正十三年度に屬するものなるが、其の實七億五百九十萬圓を大正二十二年まで十箇年に支出するものにして、其の内一億二千二百萬圓餘を大正十三年度の追加豫算として要求せり、第三號は一億二百九十七萬三千三百三十五圓、之は各省に亘る經費にして、全く震災に

關係なきものなり、斯くの如く大正十三年に求められ居るものは二億六千萬圓餘なるが後年に繼續するもの多く、然かも實行豫算其のものは當議會に於て審議を経たるものにあらず、今回の豫算委員會は日數少きにも拘らず關聯する所極めて廣汎にして連日審議を繼續し、多數を以て原案を可決せりと述ぶ。

次で松田源治君、吉植庄一郎君等の警告動議ありしが少數を以て否決され、採決に移り多數を以て委員會報告通可決せり。

貴族院に於ても七月十日本案を上程し、濱口藏相の説明ありて委員會に移し、同十七日第一讀會を續開、委員長伯爵林博太郎君委員會の經過報告をなし、格別議論もなく原案通可決確定せられたり。

第三項 審議の結果

(一) 帝都復興追加豫算 (大正十三年七月二十二日公布)

第一條 大正十三年度歳入歳出追加額を各四千四十萬四千七百七十三圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別冊甲號歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

第二條 大正十三年度歳入歳出豫算追加中別冊丙號所掲ノ費途ハ年度末支出殘額ヲ翌大正十四年度ニ繰越使用スルコトヲ得

(別冊)

甲號

歳入臨時部

第九款 公債金

三七、七四四、〇九四圓

第三項 復興公債及繰替借入金

三七、七四四、〇九四

第十款 前年度剩餘金繰入

二、六五九、九七九

第一項 前年度剩餘金繰入

二、六五九、九七九

歳入臨時部合計

四〇、四〇四、〇七三

歳出臨時部

(別冊)

甲 號

第九款 公債金 歲入臨時部

三七,七四四,〇九四圓

第三項 復興公債及繰替借入金

三七,七四四,〇九四

第十款 前年度剩餘金繰入

二,六五九,九七九

第一項 前年度剩餘金繰入

二,六五九,九七九

歲入臨時部合計

四〇,四〇四,〇七三

歲出臨時部

內務省所管

第三十一款 復興局

二,六五九,九七九

(項略)

(元大藏省所管)

第十九款 復興事業費貸付金

一一,二〇五,一六一

第一項 地方復興事業費貸付金

一一,二〇五,一六一

第二十款 復興事業費補助

二五,三三五,二八八

第一項 地方復興事業費補助

二五,三三五,二八八

第二項 防火地區建築費補助

二,〇〇〇,〇〇〇

第二十一款 復興事業債利子補給

一一,二〇三,六四五

第一項 地方復興事業債利子補給

一一,二〇三,六四五

內務省所管合計

四〇,四〇四,〇七三

(別冊)

丙 號

內務省所管

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

事務費

歲出臨時部第三十一款復興局

防火地區建築費補助

歲出臨時部元大藏省所管第二十款復興事業補助費第二項

(二) 豫算外國庫負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

(大正十三年七月二十二日公布)

一般會計

內務省所管

地方復興事業費貸付金

東京市及横濱市ニ對シ復興事業ノ資金ニ充ツル爲左ノ條件ニ依リ東京市ニハ總額四千八十一萬五千圓横濱市ニハ總額四百三十萬七千圓ヲ限リ貸付スルノ契約ヲ結フコトヲ得
一 貸付金額ハ左ノ年割ノ範圍内トス但シ各年度ニ屬スル金額ハ之ヲ後年度ニ繰下クルヲ妨ケサルコト

東京市復興事業費貸付金

大正十三年度

七、七二七、〇〇〇圓

大正十四年度

一一、二八五、〇〇〇

大正十五年度

一一、四一八、〇〇〇

大正十六年度

六、四二七、〇〇〇

大正十七年度

三、九五八、〇〇〇

計

四〇、八一五、〇〇〇

横濱市復興事業費貸付金

大正十三年度

八四六、〇〇〇

大正十四年度

一一、二四五、〇〇〇

大正十五年度

一一、一八六、〇〇〇

大正十六年度

六、三九〇、〇〇〇

大正十七年度

三、九一〇、〇〇〇

計

四、三〇七、〇〇〇

大正十六年度
大正十七年度

計

横濱市復興事業費貸付金

大正十三年度

六、四二七、〇〇〇
三、九五八、〇〇〇
四〇、八一五、〇〇〇

八四六、〇〇〇

大正十四年度
大正十五年度
大正十六年度
大正十七年度

計

二 利率ハ年五分但シ据置期間中ハ無利子トス

三 据置期間ハ大正十八年三月三十一日限トス

四 償還期限及償還方法ハ大正十八年四月一日ヨリ起算シ三十箇年間ニ元利均等償還ノ方法ニ依

リ之ヲ償還セシムルモノトス

東京市復興事業費補助

東京市復興事業費補助トシテ總額五千百八十四萬九千圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出ス
ルノ契約ヲ結フコトヲ得

大正十三年度
大正十四年度
大正十五年度
大正十六年度
大正十七年度

計

横濱市復興事業費補助

横濱市復興事業費補助トシテ總額五百六十六萬九千圓ヲ限リ左ノ年割ノ範圍内ニ於テ支出スル

一〇、五〇三、〇〇〇圓
一五、三六九、〇〇〇
一四、一九九、〇〇〇
七、八二〇、〇〇〇
三、九五八、〇〇〇
五一、八四九、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

ノ契約ヲ結フコトヲ得

- 大正十三年度
- 大正十四年度
- 大正十五年度
- 大正十六年度
- 大正十七年度

計

- 一、二〇三、〇〇〇圓
- 一、七七八、〇〇〇
- 一、五一七、〇〇〇
- 七八〇、〇〇〇
- 三九一、〇〇〇
- 五、六六九、〇〇〇**

如上の結果帝都復興事業は國及東京市横濱市兩自治體と兩々相俟ちて、執行することゝなれり。
 今第四十七議會及第四十九議會に於て決定せる復興豫算の總額を示せば左の如し。

帝都復興事業費

三四二、一九二、八〇〇圓

東京復興費

三〇六、六七八、四〇〇

街路費

二五七、四五八、四〇〇

用地及補償費

一七一、四四五、一六六

工事費

三七〇、五二三、五八

橋梁費

三二、五五〇、〇〇〇

地下埋設物共同溝費

七〇八九、三九〇

雜工雜費

九、三二一、四八六

運河費

二八、五七〇、〇〇〇

用地及補償費

八、五一六、五八五

工事費

一八、三四八、二九〇

雜工雜費

一、七〇五、一二五

公園費

一一、九〇〇、〇〇〇

用地及補償費

一〇、一〇〇、〇〇〇

設備費

一、八〇〇、〇〇〇

土地整理費

八、七五〇、〇〇〇

雜工雜費
 運河費
 用地及補償費
 工事費

七〇八九三九〇
 九三二一四八六
 二八五七〇〇〇
 八五一六五八五
 一八三四八二九〇

雜工雜費
 公園費

一、七〇五、一二五
 一一、九〇〇、〇〇〇

用地及補償費
 設備費
 土地整理費

一〇、一〇〇、〇〇〇
 一、八〇〇、〇〇〇
 八、七五〇、〇〇〇

整理費
 補償費
 雜工雜費

三、〇〇〇、〇〇〇
 五、〇〇〇、〇〇〇
 一、七五〇、〇〇〇

橫濱復興費
 街路費

三五、五一四、四〇〇
 二五、三八二、四〇〇
 一七、七二一、〇〇〇

用地及補償費
 工事費
 橋梁費
 雜工雜費

三、六三一、四〇〇
 三、一三五、〇〇〇
 八九五、〇〇〇
 五、六一二、〇〇〇

用地及補償費
 工事費

九一三、八〇〇
 四、六〇六、二〇〇

雜工雜費
 公園費
 用地及補償費

九二、〇〇〇
 一九五九、〇〇〇
 三四五、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

設 備 費

土地整理費

整 理 費

補 償 費

雜 工 雜 費

國ニ於テ執行スル事業ノ計

復興事業費貸付金

地方復興事業費貸付金

東京府復興事業費貸付金

東京市復興事業費貸付金

街 路 費

事 務 費

用地及補償費

工 事 費

橋 梁 費

雜 工 雜 費

土地區劃整理費

事 務 費

補 償 費

雜 工 雜 費

神奈川縣復興事業費貸付金

横濱市復興事業費貸付金

街 路 費

事 務 費

一、六一四、〇〇〇

二、五六一、〇〇〇

九〇〇、〇〇〇

一、三二七、五〇〇

三三三、五〇〇

三四二、一九二、八〇〇

追 一五、三二五、四〇〇

追 四六、一四五、〇〇〇

追 一五、三二五、四〇〇

追 四六、一四五、〇〇〇

追 一、一九八、三三四

追 一〇、七七一、六六六

追 一一、一四三、九四一

追 五、九一〇、〇〇〇

追 一、四〇二、〇五九

追 一一、三一七、〇〇〇

追 七〇〇、六七七

追 九、一六九、八五六

追 一、四四六、四六七

追 二、五七五、七〇四

追 四、四〇二、〇〇〇

追 三、〇〇九、〇〇〇

追 一、一八五、一〇〇

補償費
事務費
土地區劃整理費
雜工雜費

追五九一〇〇〇〇
追一四〇二〇五九
追一三二七〇〇〇
追七〇〇六七七
追九一六九八五六

雜工雜費

追一四四六四六七

神奈川縣復興事業費貸付金

追二五七五七〇四

橫濱市復興事業費貸付金

追四四〇二〇〇〇

街路費

追三〇〇九〇〇〇

事務費

追一一八五一〇

用地及補償費

追一七九三六五〇

工事費

追三一七二一〇

橋梁費

追六七五二五〇

雜工雜費

追一〇四三八〇

土地區劃整理費

追一三九三〇〇〇

事務費

追八六二四六

補償費

追一一八六〇七八

雜工雜費

追一二〇六七六

復興事業費補助

地方復興事業費補助

追六九二二五九一七

東京府復興事業費補助

追五八八五五〇〇〇

神奈川縣復興事業費補助

追六九二二五九一七

東京市復興事業費補助

追五八八五五〇〇〇

街路費

追三〇四二六〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

三二〇

事務費

追 一、一九八、三三四

用地及補償費

追 一〇、七七一、六六六

工事費

追 一、一四三、九四一

橋梁費

追 五、九一〇、〇〇〇

雑工雑費

追 一、四〇二、〇五九

土地區劃整理費

追 二、二六三、四〇〇

事務費

追 一、四〇一、三五五

補償費

追 一八、三三九、七一二

雑工雑費

追 二、八九二、九三三

横濱市復興事業費補助

街路費

追 一〇、七四三、三三三

事務費

追 五、七九五、〇〇〇

用地及補償費

追 三、〇〇九、〇〇〇

工事費

追 一一八、五一〇

橋梁費

追 一、七九三、六五〇

雑工雑費

追 三一七、二一〇

土地區劃整理費

追 六七五、二五〇

事務費

追 一〇四、三八〇

補償費

追 二、七八六、〇〇〇

雑工雑費

追 一七二、四九二

復興事業債利子補給

追 二、一六九、四七三〇

地方復興事業債利子補給

追 二、一六九、四七三〇

東京市復興事業債利子補給

追 一、七四〇、八二七四

横濱市復興事業債利子補給

追 四、二八六、四五六

公共團體ノ事業ニ對スルモノノ計

追 一〇〇、六二四、〇〇〇

追 一、〇〇五、〇〇〇

雑工雑費
 土地區劃整理費
 事務費
 補償費
 雑工雑費

追 一〇四、三八〇
 追 二、七八六、〇〇〇
 追 一七二、四九二
 追 二、三七二、一五六
 追 二四一、三五二

復興事業債利子補給

追 二一、六九四、七三〇

地方復興事業債利子補給

追 二一、六九四、七三〇

東京市復興事業債利子補給

追 一七、四〇八、二七四

横濱市復興事業債利子補給

追 四、二八六、四五六

公共團體ノ事業ニ對スルモノノ計

追 一〇〇、五〇〇、〇〇〇
 追 一〇〇、五〇〇、〇〇〇

防火地區建築補助

追 二〇、〇〇〇、〇〇〇

合計 第四十七議會決定豫算
 第四十九議會決定豫算

追 四六八、四三八、八四九
 追 一〇五、〇〇〇、〇〇〇

總計

追 五七三、四三八、八四九

第十三節 第五十議會に於て協賛を経たる事業繰延に

因る改定豫算

帝都復興豫算は前段記述の如き年度割にて施行し來りしも、復興事業の基礎たる區劃整理事業は我國最初の大事業たると又豫期せざる種々の障碍ありたるにより豫定の如く事業を進捗することを得ず、爲に事業繰延に依る豫算の變更を必要とし、大正十四十五兩年度に三千二百七十萬圓を減少して之を大正十六十七兩年度に増加し年度割改定の上第五十議會に提出し、其の協賛を経たり。
 大正十四年三月二十八日裁可を經公布されたる大正十四年度の豫算金額左の如し。

内務省所管中帝都復興に關する豫算

第三十款 帝都復興事業費

六八、八五五、四〇〇圓

第一項 東京復興費

六一、四六三、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第二項 横濱復興費

第三十一款 復興事業費貸付金

第三十二款 復興事業費補助

第一項 地方復興事業費補助

第二項 防火地區建築補助

第三十三款 復興事業債利子補給

第三十四款 復興局

七、三九二、四〇〇

一三、九六七、七七一

三三、一〇五、一一四

二九、一〇五、一一四

四、〇〇〇、〇〇〇

二、八八三、四七二

三、五八七、七八〇

尙既定額及今回改定せる額の年度割を示せば左の如し。

事業繰延に因る改定年度割

區	分	區別	總費額	年 度 割					
				十三年度迄	十四年度以	十四年度	十五年度	十六年度	十七年度
帝都復興事業費		既定額	三三、一〇五、八〇〇	九三、八九八、八〇〇	二四八、二九四、〇〇〇	八六、八五五、四〇〇	六六、一九〇、八〇〇	五六、二三五、九四四	三九、一〇二、八六六
		繰延増減△	—	—	—	△一八、〇〇〇、〇〇〇	△七、五〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇
改定額			三三、一〇五、八〇〇	九三、八九八、八〇〇	二四八、二九四、〇〇〇	六六、八五五、四〇〇	五六、二三五、九四四	三九、一〇二、八六六	
東京復興費		既定額	三〇六、六七、四〇〇	八三、六一、〇〇〇	二三三、〇一七、四〇〇	七七、五三三、〇〇〇	六〇、三四九、二〇〇	五〇、七九三、〇〇〇	三三、三四三、一六〇
		繰延増減△	—	—	—	△一六、〇七〇、〇〇〇	△六、八三〇、〇〇〇	一四、四五〇、〇〇〇	八、四五〇、〇〇〇
改定額			三〇六、六七、四〇〇	八三、六一、〇〇〇	二三三、〇一七、四〇〇	六〇、八三〇、〇〇〇	五〇、七九三、〇〇〇	三三、三四三、一六〇	
街 路 費		既定額	三三、〇五二、四〇〇	六六、三三七、〇〇〇	一八九、三二一、四〇〇	六四、六四八、〇〇〇	五三、九七二、二〇〇	四三、四八八、〇〇〇	二八、一三〇、一六〇
		繰延増減△	—	—	—	△一四、〇七〇、〇〇〇	△五、七七九、〇〇〇	一三、五三三、〇〇〇	七、三三三、〇〇〇
改定額			三三、〇五二、四〇〇	六六、三三七、〇〇〇	一八九、三二一、四〇〇	五三、九七二、二〇〇	四三、四八八、〇〇〇	二八、一三〇、一六〇	
用地及補償費		既定額	一七一、四四五、一六六	五六、四七一、〇〇〇	二四、九七四、一六六	五三、六八八、〇〇〇	三三、八六二、二〇〇	二五、六五一、〇四〇	二、七七二、九二六
		繰延増減△	—	—	—	△一三、一九四、〇〇〇	△一、七一〇、〇〇〇	六、九八一、〇〇〇	六、九三三、〇〇〇
改定額			一七一、四四五、一六六	五六、四七一、〇〇〇	二四、九七四、一六六	五三、六八八、〇〇〇	三三、八六二、二〇〇	二、七七二、九二六	
工 事 費		既定額	三七、〇五二、三五八	三、八九三、〇〇〇	三三、一五九、三五八	四、四〇〇、〇〇〇	八、八四〇、〇〇〇	七、二九〇、〇〇〇	一、二六九、三五六
		繰延増減△	—	—	—	△七、三三三、〇〇〇	△二、一八七、〇〇〇	二、六七二、〇〇〇	三、三七二、〇〇〇
改定額			三七、〇五二、三五八	三、八九三、〇〇〇	三三、一五九、三五八	四、四〇〇、〇〇〇	八、八四〇、〇〇〇	七、二九〇、〇〇〇	
改定額			三七、〇五二、三五八	三、八九三、〇〇〇	三三、一五九、三五八	三、六八八、〇〇〇	六、六五三、〇〇〇	一、二八五、六三六	

業 費 補 助 事	東京市復興事業		
	既定額	繰延増減 [△]	改定額
	五,〇六〇,〇〇〇	—	五,〇六〇,〇〇〇
	二,七二四,〇〇〇	—	二,七二四,〇〇〇
	四,一三六,〇〇〇	—	四,一三六,〇〇〇
	二,五三九,〇〇〇	△一,七二〇,〇〇〇	二,六五九,〇〇〇
	二,四一九,〇〇〇	△一,三二〇,〇〇〇	二,八一九,〇〇〇
	七,八〇〇,〇〇〇	—	七,八〇〇,〇〇〇
	三,九五八,〇〇〇	—	三,九五八,〇〇〇
	一,九〇〇,〇〇〇	—	一,九〇〇,〇〇〇
	五,八五八,〇〇〇	—	五,八五八,〇〇〇

合 計	乙 東京市復興事業費貸付金及補助中事業費事務費別年度割額改定表		
	既定額	繰延増減 [△]	改定額
	四,八〇三,〇〇〇	—	四,八〇三,〇〇〇
	二,〇三六,〇〇〇	—	二,〇三六,〇〇〇
	二,七六七,〇〇〇	—	二,七六七,〇〇〇
	二,六六四,〇〇〇	△一,七〇〇,〇〇〇	二,九六四,〇〇〇
	二,五七六,〇〇〇	△一,五〇〇,〇〇〇	三,〇七六,〇〇〇
	二,四二七,〇〇〇	—	二,四二七,〇〇〇
	七,九一六,〇〇〇	—	七,九一六,〇〇〇
	三,二〇〇,〇〇〇	—	三,二〇〇,〇〇〇
	一,一六六,〇〇〇	—	一,一六六,〇〇〇

費 目 別	區 別	總 費 額	十三年 度迄 十四年 度 支出額 以降支出額	年 度 割				
				十四年度	十五年度	十六年度	十七年度	十七年度
事務費	既定額	二,三九六,六六八	四〇〇,七九八	一,九五五,八七〇	五六七,二二六	六八〇,三三〇	三九六,五三〇	三二,七七四
	繰延増減 [△]	—	—	—	△一〇〇,〇三八	△六五,三八〇	△一一,二七九	五五,一三九
改定額		二,三九六,六六八	四〇〇,七九八	一,九五五,八七〇	五六七,二二六	六八〇,三三〇	三九六,五三〇	三二,七七四
用地及 補償費	既定額	二,四三三,三三三	三,九六二,四〇〇	一,七五八,〇九三	五,〇九八,七〇〇	六,一一五,三〇〇	三,五六四,四〇〇	二,八〇二,五三三
	繰延増減 [△]	—	—	—	△八九九,二三元	△五八七,六六九	九一,二九一	四九五,六〇七
改定額		二,四三三,三三三	三,九六二,四〇〇	一,七五八,〇九三	五,〇九八,七〇〇	六,一一五,三〇〇	三,五六四,四〇〇	二,八〇二,五三三
工事費	既定額	三,二八七,八八二	四,〇九九,一六〇	一,八八八,六三三	五,一七五,〇〇〇	六,三三七,〇〇〇	三,六八七,四〇〇	二,八九九,二二二
	繰延増減 [△]	—	—	—	△九三〇,三三三	△六〇八,〇三三	一,〇三三,四九八	五二二,八三六
改定額		三,二八七,八八二	四,〇九九,一六〇	一,八八八,六三三	五,一七五,〇〇〇	六,三三七,〇〇〇	三,六八七,四〇〇	二,八九九,二二二
街路費	既定額	二,一八〇,〇〇〇	二,一七四,〇三三	九六四,五九八	二,七九七,四六二	三,三三三,四四〇	一,九五五,六〇〇	一,五三七,五九六
	繰延増減 [△]	—	—	—	△四九三,三七三	△三三,四四〇	五四三,八六九	二七,一九四
改定額		二,一八〇,〇〇〇	二,一七四,〇三三	九六四,五九八	二,七九七,四六二	三,三三三,四四〇	一,九五五,六〇〇	一,五三七,五九六
橋梁費	既定額	二,一八〇,〇〇〇	二,一七四,〇三三	九六四,五九八	二,三〇四,〇八九	三,〇三二,八八〇	二,四九九,四六九	一,八〇九,五四〇
	繰延増減 [△]	—	—	—	—	—	—	—
改定額		二,一八〇,〇〇〇	二,一七四,〇三三	九六四,五九八	二,三〇四,〇八九	三,〇三二,八八〇	二,四九九,四六九	一,八〇九,五四〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

計		
繰延増減 [△]	改定額	既定額
—	三,五七,〇〇〇	四,八〇,〇〇〇
—	九,一七,〇〇〇	二〇,三六,〇〇〇
—	二四,四七,〇〇〇	二四,四七,〇〇〇
—	一〇,〇〇,〇〇〇	二六,四七,〇〇〇
二,一七〇,〇〇〇 [△]	二〇,二二〇,〇〇〇	二六,四七,〇〇〇
—	七,四〇,〇〇〇	二四,一七,〇〇〇
—	五,三九,〇〇〇	一四,四七,〇〇〇
—	一,〇〇〇,〇〇〇	一四,四七,〇〇〇
—	一,二〇〇,〇〇〇	一四,四七,〇〇〇
—	一,二〇〇,〇〇〇	一四,四七,〇〇〇

合計	
繰延増減 [△]	改定額
—	四,八〇,〇〇〇
—	二〇,三六,〇〇〇
—	二四,四七,〇〇〇
—	二六,四七,〇〇〇
四,七〇〇,〇〇〇	二九,一七〇,〇〇〇
二,一七〇,〇〇〇 [△]	三三,一七〇,〇〇〇
—	三八,四七,〇〇〇
—	三三,一七〇,〇〇〇

第十四節 第五十一議會に於て協賛を経たる防火

地區建築費補助繰延に因る改定豫算

大正十五年度帝都復興事業費貸付金補助及利子補給豫算は大正十四年六月二十九日既定年割又は既約年割額に依り總額一億千八百八十一萬千七百五十七圓として概算提出の處閣議の決定に依り復興局費の新規要求財源に充つる爲防火地區建築費補助大正十五年度豫算五百萬圓中六十萬圓を減少して十七年度に増加年度割改定を行ふこととなり、之を第五十一議會に提案可決せられたり、之が改定年度割を示せば即ち左表の如し。

防火地區建築費補助繰延に因る改定年度割

區	分區別	總費額	十四年度迄支出額	十五年度以降支出額	年割		
					十五年	十六年	十七年
帝都復興事業費	既定額	三,五七,〇〇〇 円	一,六二七,四〇〇 円	一,九四三,六〇〇 円	五,六九〇,八〇〇 円	七,一三五,九三〇 円	四,八五二,八六六 円
	改定額	—	—	—	—	—	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

東京復興費	既定額	三〇六、六八、四〇〇	一四五、二四、〇〇〇	一六一、五五四、〇〇〇	五三、五二九、二〇〇	六五、二四三、〇四〇	四二、七九二、一六〇
街路費	既定額	二五七、四五六、四〇〇	二一八、八八、〇〇〇	一三八、六四〇、〇〇〇	四七、九三二、二〇〇	五六、〇一四、〇四〇	三五、四三三、一六〇
用地及補償費	既定額	一七一、四四五、一六六	九六、九六五、〇〇〇	七四、四八〇、一六六	三一、五二二、二〇〇	三二、六三二、〇四〇	九、六九五、九二六
工事費	既定額	三七〇、五三、五六	七、五八一、〇〇〇	二九、四七一、三五八	六、六五三、〇〇〇	九、九六二、〇〇〇	二、八五六、三五八
橋梁費	既定額	三、五五〇、〇〇〇	九〇、二二、〇〇〇	三三、五九九、〇〇〇	五、三二五、〇〇〇	九、一三九、〇〇〇	九、〇七五、〇〇〇
地下埋設物 共同溝費	既定額	七〇、八九三、九〇〇	二、六三二、〇〇〇	四、四六七、三九〇	一、四一〇、〇〇〇	一、五四七、〇〇〇	一、五〇〇、三九〇
雜工雜費	既定額	九三二、四八六	二、六九二、〇〇〇	六、六九二、四八六	一、六五三、〇〇〇	二、七三四、〇〇〇	二、三〇五、四八六
運河費	既定額	二八、五七〇、〇〇〇	一一、七八八、〇〇〇	一七、二九二、〇〇〇	四、六八〇、〇〇〇	七、三〇九、〇〇〇	五、三〇三、〇〇〇
用地及補償費	既定額	八、五六八、八五	五、九四三、〇〇〇	二、五七三、五八五	九〇二、〇〇〇	八、八八、〇〇〇	七、八三三、五八五
工事費	既定額	一八、四八一、九〇〇	四、九三四、〇〇〇	一三、四四二、九〇〇	三、四四五、〇〇〇	五、八七六、〇〇〇	四、〇九三、二九〇
雜工雜費	既定額	一、七〇五、二二五	四〇一、〇〇〇	一、三〇四、二二五	三三三、〇〇〇	五、四五一、〇〇〇	四、六一、二二五
公園費	既定額	二、一九〇、〇〇〇	七、一〇三、〇〇〇	四、七七七、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一、六〇三、〇〇〇	一一〇、一一、〇〇〇
用地及補償費	既定額	一〇、一〇〇、〇〇〇	七、〇三七、〇〇〇	三、〇六三、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	一、〇六四、〇〇〇	九、九二、〇〇〇

設備費	既定額	一、八〇〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	一、七三四、〇〇〇	一一三、〇〇〇	五三九、〇〇〇	一、〇八一、〇〇〇
土地整理費	既定額	八、七五〇、〇〇〇	七、九二五、〇〇〇	八、八五〇、〇〇〇	四、六三〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
整理費	既定額	三、〇〇〇、〇〇〇	三、五五〇、〇〇〇	四、一五〇、〇〇〇	一、八九〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

雜工雜費	公園費	用地及補償費
既定額	既定額	既定額
1,705,115	11,900,000	10,100,000
401,000	7,103,000	7,037,000
1,304,115	4,797,000	3,063,000
333,000	1,123,000	1,040,000
545,000	1,203,000	1,044,000
426,115	1,011,000	992,000

設備費	土地整理費	整理費	補償費	雜工雜費	橫濱復興費	街路費	用地及補償費	工事費	橋梁費	雜工雜費	運河費	用地及補償費
既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額	既定額
1,203,000	8,750,000	3,000,000	5,000,000	750,000	35,544,400	25,382,400	17,722,000	3,632,400	3,135,000	895,000	5,622,000	923,800
66,000	7,950,000	2,585,000	4,645,000	695,000	17,630,100	13,288,200	10,192,400	1,433,665	1,182,400	369,777	1,822,000	668,000
1,734,000	8,500,000	415,000	355,000	550,000	17,844,200	12,094,200	7,488,592	2,187,755	1,952,600	555,225	3,791,000	2,458,800
113,000	463,000	189,000	249,000	250,000	5,272,600	3,788,600	2,746,102	583,065	302,762	147,673	1,001,000	96,000
599,000	327,000	26,000	71,000	10,000	6,992,894	4,840,894	2,598,609	1,232,522	848,262	170,971	1,547,000	79,000
1,021,000	450,000	—	350,000	10,000	5,719,706	3,474,706	2,083,822	381,528	802,677	206,699	1,141,000	40,800

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議
三三五

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

工事費	既定額	四、〇六一、〇〇〇	一、二八四、〇〇〇	三、四七七、八〇〇	八八九、二〇〇	一、四四〇、一〇〇	一、二四八、四〇〇
雑工雑費	既定額	九二、〇〇〇	二四六、〇〇〇	六七、四〇〇	一六八、〇〇〇	二七、八〇〇	三二八、〇〇〇
公園費	既定額	一九五九、〇〇〇	三二一、〇〇〇	一、六四八、〇〇〇	一三九、〇〇〇	五二二、〇〇〇	九九七、〇〇〇
用地及補償費	既定額	三、四五〇、〇〇〇	二五三、〇〇〇	九二、〇〇〇	三六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇
設備費	既定額	一、六四〇、〇〇〇	五八、〇〇〇	一、五五六、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	四八二、〇〇〇	九七一、〇〇〇
土地整理費	既定額	二、五六一、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	三五一、〇〇〇	二五二、〇〇〇	九三、〇〇〇	六、〇〇〇
整理費	既定額	九〇〇、〇〇〇	六九〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	八五、〇〇〇	—
補償費	既定額	一、三七五、〇〇〇	一一〇、九五〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇	—	—
雑工雑費	既定額	三三三、五〇〇	三〇、五〇〇	三三、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇
復興事業費貸付金	既定額	六、四七〇、四二二	二、八七六、六四四	三、七〇七、七五八	一、五六九、七五八	一〇、三六六、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇
地方復興事業費	既定額	六、四七〇、四二二	二、八七六、六四四	三、七〇七、七五八	一、五六九、七五八	一〇、三六六、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇
東京府復興事業費	既定額	二、二七九、六九八	七〇〇、九四〇	五、六九八、七五八	三、六九八、七五八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
神奈川縣復興事業費	既定額	二、二七五、七四〇	一、五七五、七四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	—

東京市復興事業費	既定額	四、一七四、三〇〇	一、七九〇、〇〇〇	二、三七九、三〇〇	一〇、三〇八、〇〇〇	八、三七〇、〇〇〇	五、二五八、〇〇〇
横濱市復興事業費	既定額	四、四〇一、〇〇〇	二、一八六、〇〇〇	二、二二六、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	六、三九〇、〇〇〇	三、九一〇、〇〇〇
復興事業費補助	既定額	一、四八〇、八〇九、七	六、七四二、〇三六	八〇、六六九、八八一	三、八八二、九三三	二、六七〇、五八三	二、〇〇八、二二五
繰延	—	—	—	—	六、〇〇〇、〇〇〇	—	六、〇〇〇、〇〇〇

地方復興事業費	既定額	六,四七〇,四〇二	二八,七六二,六四四	三,七〇七,七五八	一五,六九二,七五八	一〇,三六六,〇〇〇	六,六四九,〇〇〇
貸付	改定額	二,七四九,六九八	七,〇五〇,九四〇	五,六九八,七五八	三,六九八,七五八	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京府復興事業費	既定額	二,七五五,七〇四	一,五七五,七〇四	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	—
貸付	改定額	—	—	—	—	—	—
神奈川縣復興事業費	既定額	—	—	—	—	—	—
貸付	改定額	—	—	—	—	—	—

東京市復興事業費	既定額	四,一七三,〇〇〇	一七,九五〇,〇〇〇	二,三七九,〇〇〇	一〇,三〇八,〇〇〇	八,二七〇,〇〇〇	五,一五八,〇〇〇
貸付	改定額	—	—	—	—	—	—
横濱市復興事業費	既定額	四,四〇一,〇〇〇	二,一八六,〇〇〇	二,二二六,〇〇〇	一,一八六,〇〇〇	六三九,〇〇〇	三九一,〇〇〇
貸付	改定額	—	—	—	—	—	—
復興事業費補助	既定額	一四八,〇八〇,九一七	六,七四一,〇三六	八〇,六六九,八八一	三,三八二,九三三	二六,七〇五,八三三	二〇,〇八一,二五五
増減△	—	—	—	—	△ 六〇〇,〇〇〇	—	六〇〇,〇〇〇
改定額	—	一四八,〇八〇,九一七	六,七四一,〇三六	八〇,六六九,八八一	三,三八二,九三三	二六,七〇五,八三三	二〇,〇八一,二五五
地方復興事業費補助	既定額	二八,〇八〇,九一七	六,四二一,〇三六	六六,六六九,八八一	二八,八八二,九三三	二二,七〇五,八三三	一六,〇八一,二五五
改定額	—	二八,〇八〇,九一七	六,四二一,〇三六	六六,六六九,八八一	二八,八八二,九三三	二二,七〇五,八三三	一六,〇八一,二五五
東京府復興事業費補助	既定額	七,五八三,五〇六	四,三九四,七四九	三,一八八,七五七	二,一八八,七五七	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
改定額	—	七,五八三,五〇六	四,三九四,七四九	三,一八八,七五七	二,一八八,七五七	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
神奈川縣復興事業費補助	既定額	七四二,三七一	七四二,三七一	—	—	—	—
改定額	—	七四二,三七一	七四二,三七一	—	—	—	—
東京市復興事業費補助	既定額	一〇三,二六七,七七	四八〇,七八,四六	五五,一三六,二九一	二二,九九八,八三三	一八,四七五,八三三	一三,六七一,六五五
改定額	—	一〇三,二六七,七七	四八〇,七八,四六	五五,一三六,二九一	二二,九九八,八三三	一八,四七五,八三三	一三,六七一,六五五
横濱市復興事業費補助	既定額	一六,五八八,三三三	八,一九五,五〇〇	八,三四二,八三三	三,七四四,三三三	二,七二〇,〇〇〇	一,九八八,五〇〇
改定額	—	一六,五八八,三三三	八,一九五,五〇〇	八,三四二,八三三	三,七四四,三三三	二,七二〇,〇〇〇	一,九八八,五〇〇
防地区建設費補助	既定額	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
増減△	—	—	—	—	△ 六〇〇,〇〇〇	—	六〇〇,〇〇〇
改定額	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

總計	防火地區建築費補助		復興事業債利子補給		地方復興事業債利子補給		東京市復興事業債利子補給		横濱市復興事業債利子補給	
	改定額	繰上増減△	改定額	繰上増減△	改定額	繰上増減△	改定額	繰上増減△	改定額	繰上増減△
五七,四三八,八四九	—	—	一〇,〇〇〇,〇〇〇	—	二,六九四,七三〇	—	一七,四〇八,二七四	—	四,二六六,四五六	—
二六,三〇九,六一二	—	—	六,〇〇〇,〇〇〇	—	四,一六四,七四一	—	三,三六八,五七五	—	七九六,一六六	—
三〇,三六六,三三八	—	—	一四,〇〇〇,〇〇〇	—	一七,五九,九八九	—	一四,〇三九,六九九	—	三,四九〇,二九〇	—
一一,二七四,四〇八	△ 六〇〇,〇〇〇	—	四,四〇〇,〇〇〇	△ 六〇〇,〇〇〇	四,五〇七,九七	—	三,六四一,〇九八	—	八六六,八元	—
一一五,二四,五六七	—	—	五,〇〇〇,〇〇〇	—	五,九一六,八〇〇	—	四,七四一,四一	—	一一七,五,三九九	—
八二,九四七,三五三	六〇〇,〇〇〇	—	四,六〇〇,〇〇〇	—	七,一〇五,二六二	—	五,六五七,一六〇	—	一,四八,一〇二	—

第十五節 第五十二議會に於て協賛を経たる帝都

復興事業費の改定及追加

帝都復興事業は豫定年度内に之を完成せしむる見込を以て鋭意努力しつゝありし處、繼續年度を一箇年延長するの已むなきに至り、昭和四年度に千九百萬圓を繰上計上することとせり、而して復興事業豫算は區劃整理の施行に伴ふ建物其他工作物の移轉、補償費意外に多額を要する結果極力他の費目に於て節約を加ふるも尙不足を告ぐるに至りたるを以て昭和三年度に於て横濱復興費に四百萬圓を

追加計上する外東京横濱兩市施行の區劃整理費不足を補ふ爲、昭和二年度に於て前者に千六百萬圓、後者に三百萬圓の補助貸付金額を追加計上するの必要を生じたるに依り右に關する豫算の改定及追加を第五十二議會に提案可決さる、即ち左の如し。

豫算年度割表

年	度	割
五	七	三

帝都復興事業は豫定年度内に之を完成せしむる見込を以て鋭意努力しつゝありし處、繼續年度を一箇年延長するの已むなきに至り、昭和四年度に千九百萬圓を繰延計上することとせり、而して復興事業豫算は區劃整理の施行に伴ふ建物其他工作物の移轉、補償費意外に多額を要する結果極力他の費目に於て節約を加ふるも尙不足を告ぐるに至りたるを以て昭和三年度に於て横濱復興費に四百萬圓を

追加計上する外東京横濱兩市施行の區劃整理費不足を補ふ爲、昭和二年度に於て前者に千六百萬圓、後者に三百萬圓の補助貸付金額を追加計上するの必要を生じたるに依り右に關する豫算の改定及追加を第五十二議會に提案可決さる、即ち左の如し。

豫算年度割表

區分	總費額	年				度			
		十二年度正	十三年度正	十四年度正	大正十五年度	昭和二年和	昭三年和	昭四年和	
帝都復興事業費	三、四六、一九〇、〇〇〇	六、二九、一八〇、〇〇〇	八、七六、〇七〇、〇〇〇	六、八八、五五四、〇〇〇	五、八六、九〇八、〇〇〇	五、三三、三五九、三四〇	五、三三、一八六、六六〇	一、九〇、〇〇〇、〇〇〇	
東京復興費	三、〇六、六七八、四〇〇	五、七〇、五六〇、〇〇〇	七、七九、五五四、〇〇〇	六、一四、四三〇、〇〇〇	五、三三、五一九、二〇〇	四、六二、四三〇、〇〇〇	四、二七、九二一、六六〇	一、九〇、〇〇〇、〇〇〇	
街路費	二、五七、四四八、四〇〇	四、四四、六六〇、〇〇〇	六、三三、七九〇、四〇〇	五、〇五、一〇〇、〇〇〇	四、七二、一九三、二〇〇	四、〇五、二四〇、〇〇〇	三、五三、四三三、一六〇	一、五五、〇〇〇、〇〇〇	
用地及補償費	一、七二、四四五、一六六	三、六四、五六〇、〇〇〇	五、二八、二五〇、四〇〇	四、〇四、四四〇、〇〇〇	三、二二、五二二、二〇〇	二、三三、一三〇、〇〇〇	九、六九、五九二、六	九、五〇、〇〇〇、〇〇〇	
工事費	三、七〇、五三三、三三八	—	三、八三、三〇〇、〇〇〇	三、六八、八〇〇、〇〇〇	六、六五、一〇〇、〇〇〇	四、九六、二〇〇、〇〇〇	一、二八、五六三、五八	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
橋梁費	三、二五、〇〇〇、〇〇〇	七、三〇、〇〇〇、〇〇〇	四、三三、〇〇〇、〇〇〇	三、九六、一〇〇、〇〇〇	五、三三、一五〇、〇〇〇	九、二九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇七、五〇〇、〇〇〇	—	
地下埋設物	七〇、八九三、〇〇〇	—	一、四二、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇、二〇〇、〇〇〇	一、四二、〇〇〇、〇〇〇	五、四七、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
共同溝	九三、三二四、八六	七、一〇〇、〇〇〇	一、三三、二〇〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇、〇〇〇	一、六五、三〇〇、〇〇〇	二、七三、四〇〇、〇〇〇	二、三〇、五八六、八六	—	
雜工雜費	二、八五、七〇〇、〇〇〇	三、七〇、〇〇〇、〇〇〇	六、〇四、〇〇〇、〇〇〇	四、八六、一〇〇、〇〇〇	四、六八、〇〇〇、〇〇〇	三、八四、九〇〇、〇〇〇	五、三三、三〇〇、〇〇〇	三、四六〇、〇〇〇、〇〇〇	
運河費	八五、一六五、八五	二、三八、〇〇〇、〇〇〇	三、二九、〇〇〇、〇〇〇	二、四六、〇〇〇、〇〇〇	九〇、二〇〇、〇〇〇	四、二八、〇〇〇、〇〇〇	七、八三、五六五、	四、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
用地及補償費	一、八四、八二九	二、一八、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、一九、六〇〇、〇〇〇	三、四五、〇〇〇、〇〇〇	二、八七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇九、三二九、〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
工事費	一、七〇、五三三、三三八	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、一一、〇〇〇、〇〇〇	一、七九、〇〇〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇、〇〇〇	五、四五、〇〇〇、〇〇〇	四、二六、一二五、	—	
維工雜費	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇	二、二二、〇〇〇、〇〇〇	三、八三、〇〇〇、〇〇〇	二、九六、〇〇〇、〇〇〇	一、一八、三〇〇、〇〇〇	一、六〇、三〇〇、〇〇〇	二、〇一、一〇〇、〇〇〇	—	
公園費	一〇、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、二二、〇〇〇、〇〇〇	三、八一、七〇〇、〇〇〇	二、九八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇九、〇〇〇、〇〇〇	九、二九、〇〇〇、〇〇〇	—	
用地及補償費	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	三、六〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一三、〇〇〇、〇〇〇	五、三九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇二、二〇〇、〇〇〇	—	
設備費	—	—	—	—	—	—	—	—	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

土地整理費	八七五〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	四二七〇〇〇〇	三〇五三〇〇〇	四六三〇〇〇〇	二七〇〇〇	四〇〇〇〇〇
整理費	三〇〇〇〇〇〇	一八五〇〇〇	一四三〇〇〇〇	九七〇〇〇〇	一八九〇〇〇	二六〇〇〇〇	—
補償費	五〇〇〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	二四六二〇〇〇	一七九三〇〇〇	二四九〇〇〇	四一〇〇〇	三五〇〇〇
雜工雜費	七五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三二〇〇〇〇	二九〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
橫濱復興費	三九五二四四〇〇	五六六二〇〇	九六六一六〇〇	七三九二四〇〇	五七一七六〇〇	六九九二八九四	九七一九七〇六
街路費	二七七八二四〇〇	三六五二〇〇	七二五四六〇〇	五六六八四〇〇	三七七八六〇〇	四八四〇八九四	五八七四七〇六
用地及補償費	二〇〇二二〇〇〇	二九六〇〇〇	六五五五二五六	三四六一三三二	二七四六二〇一	二五九八六〇九	四四八三八八二
工事費	三六三一四〇〇	三一八〇	三五六四五〇	一〇五六〇三五	五八三〇六五	一三三二一五二	三八一五二八
橋梁費	三二三五〇〇〇	二八〇〇〇	一八五六〇〇	九六八八〇〇	三〇一七六一	八四八二六二	八〇二六七
雜工雜費	八九五〇〇〇	一〇〇〇〇	一七七二九四	一八二四三三	一四七六七三	一七〇九七一	二〇六六九
運河費	五六二二〇〇〇	五六〇〇〇	九六六〇〇〇	七九七〇〇〇	一〇〇二〇〇〇	一五四七〇〇〇	一三四二〇〇〇
用地及補償費	九三三八〇〇	二五〇〇〇〇	三四五〇〇〇	二九八〇〇〇	九六〇〇〇〇	七九〇〇〇	七〇八〇
工事費	四六〇六二〇〇	三三〇〇〇	六〇八二二〇〇	四八八二二〇〇	八八九二二〇〇	一四四〇二二〇	一三四八四〇〇
雜工雜費	九二〇〇〇	一〇〇〇	一三二〇〇	一〇八二〇〇	一六八二〇〇	二七八〇〇	二二二〇〇
公園費	一九五九〇〇〇	九〇〇〇	一六二二〇〇〇	一四〇〇〇〇	三三九〇〇〇	五二二〇〇〇	九七七〇〇〇
用地及補償費	三四五〇〇〇	九〇〇〇	一三〇〇〇〇	一一四〇〇〇	三六〇〇〇	三〇〇〇〇	二六〇〇〇
設備費	一六四四〇〇〇	—	三三〇〇〇	二六〇〇〇	一〇三〇〇〇	四八二〇〇〇	九七一〇〇〇
土地整理費	四一六一〇〇〇	一五四〇〇〇	一、一六九〇〇〇	六六七〇〇〇	三三二〇〇〇	九三〇〇〇	一、六〇六〇〇
整理費	八八〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇	二八〇〇〇〇	一五二〇〇〇	七五〇〇〇	—
補償費	二九三三〇〇〇	六七五〇〇	七三〇〇〇〇	四二二〇〇〇	一一八〇〇〇	一〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇
雜工雜費	三三三、五〇〇	三六、五〇〇	一七九〇〇〇	九五〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇
復興事業費貸付金	六七八〇四四〇二	二、三〇六、三五六	一、二四八、八五七	一、三九六、七七七	一、五九二、七五八	一、六七〇、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇

地方復興事業費貸付金	六七八〇四四〇二	二、三〇六、三五六	一、二四八、八五七	一、三九六、七七七	一、五九二、七五八	一、六七〇、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇
東京府復興事業費	一二七、四九、六八八	一、〇五〇、〇三三	三、〇七三、一四六	二、九二七、七七七	三、六九八、七五八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
神奈川縣復興事業費	二、五七、五七四	二、三三三、三三三	八、四三、七七一	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—
東京市復興事業費	四七〇、〇七、七〇〇	九二八、〇〇〇	七、七三、七〇〇	九、二九、五〇〇	一〇、〇〇、八〇〇	一、三六、一〇〇	五、三五八、〇〇〇
橫濱市復興事業費	五、四〇二、〇〇〇	九五、〇〇〇	八、四六、〇〇〇	一、二四、五〇〇	一、一八、六〇〇	一、六三、九〇〇	三、九二、〇〇〇

土地整理費	四、六一、〇〇〇	一、五四、〇〇〇	一、二六、九〇〇	六、八七、〇〇〇	三、五二、〇〇〇	九三、〇〇〇	一、六六、〇〇〇	
整理費	八、九〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、六〇、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇		
補償費	二、九三、七五〇	六、七五〇	七、三〇、〇〇〇	四、二一、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	
雑工雑費	三、三三、五〇〇	三、六五〇	一、七九、〇〇〇	九、五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	
復興事業費貸付金	六、七、八〇、四〇二	二、三〇、六、三五六	一、二四、八、八五七	一、三、九、六七七	一、五、六、九、二、七五八	一、六、七、〇〇、〇〇〇	六、六、四、九、〇〇〇	

地方復興事業費貸付金	六、七、八〇、四〇二	二、三〇、六、三五六	一、二四、八、八五七	一、三、九、六七七	一、五、六、九、二、七五八	一、六、七、〇〇、〇〇〇	六、六、四、九、〇〇〇	
東京府復興事業費	一、二、七、四、九、六九八	一、〇、五〇、〇〇〇	三、〇、七、三、一四六	二、九、二、七、七七一	三、六、八、八、七五八	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	
神奈川縣復興事業費	二、五、七、五、七〇四	二、三三、三三三	八、四、二、三七一	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇		
貸付事業費	四、七、〇、七、〇〇〇	九、二、八、〇〇〇	七、七、七、〇〇〇	九、二、九、五、〇〇〇	一〇、〇、八、〇、〇〇〇	一、三、五、六、一、〇〇〇	五、二、五、八、〇〇〇	
東京市復興事業費	五、四、〇、二、〇〇〇	九、五、〇〇〇	八、四、六、〇〇〇	一、二、四、五、〇〇〇	一、一、八、六、〇〇〇	一、六、三、九、〇〇〇	三、九、一、〇〇〇	
復興事業費補助	一、六、〇、七、四、六、九一七	五、一、五、三、八一七	二、九、一、五、三、一〇五	三、三、一、〇、五、一四	三、一、八、二、九、三三	三、九、三、七、一、八三三	二、〇、六、八、一、二、五	
地方復興事業費補助	一、四、〇、七、四、六、九一七	五、一、五、三、八一七	二、七、一、五、三、一〇五	二、九、一、〇、五、一四	二、八、八、二、九、三三	三、四、三、七、一、八三三	一、六、〇、八、一、二、五	
東京府復興事業費補助	七、五、八、三、五〇六	一、二、五、七、九八三	一、五、九、七、七、三五	一、五、三、九、〇三一	二、一、八、七、五、七七	五、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	
補奈川縣復興事業費補助	七、四、二、三、七一	一、六、六、六、六七	五、七、五、七、〇四					
補東京市復興事業費補助	一、三、八、二、七〇七	三、二、七、七、六六七	二、四、〇、四、六、六六	二、三、三、九、六、〇三	二、二、九、九、八、三三	二、九、一、四、一、八三三	一、三、六、七、二、六、五	
補横濱市復興事業費補助	一、八、五、八、三、三三三	四、五、一、五、〇〇〇	三、五、七、四、〇〇〇	四、一、七、〇、〇〇〇	三、七、〇、四、三、三三	四、七、三、〇、〇〇〇	一、九、〇、八、五〇〇	
防火地区建築費補助	二〇、〇〇、〇〇〇		二〇、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	四、六、〇〇、〇〇〇	
復興事業債利子補給	二、二、六、四、七、三〇	三、八、八、八、三	一、一、四、二、四、五七	二、八、八、三、四、七二	四、五、〇、七、九、二七	五、九、一、六、八〇〇	七、一〇、五、一、六二	
地方復興事業債	二、二、六、四、七、三〇	三、八、八、八、三	一、一、四、二、四、五七	二、八、八、三、四、七二	四、五、〇、七、九、二七	五、九、一、六、八〇〇	七、一〇、五、一、六二	
東京市復興事業債	一、七、四、〇、八、二、七四	三、〇、三、三、三	一、〇〇、七、九、二二	二、三、三〇、三、三〇	三、六、四、一、〇、九八	四、七、四、一、四、四一	五、六、五、七、一、六〇	
横濱市復興事業債	四、二、六、六、四、五、六	八、四、七、九	二、三、四、五、三五	五、五、三、一、五、一	八、六、六、八、二、九	一、一、七、五、三、五九	一、四、四、八、一〇、一一	
利子補給	五、六、四、六、八、四、九	三、七、九、〇、七、五	三、〇、四、〇、〇、七	二、八、八、二、七、七	三、三、七、四、〇、八	二、五、三、四、五、七	八、六、九、四、三、三	
總計	五、六、四、六、八、四、九	三、七、九、〇、七、五	三、〇、四、〇、〇、七	二、八、八、二、七、七	三、三、七、四、〇、八	二、五、三、四、五、七	八、六、九、四、三、三	一、九、〇、〇〇、〇〇〇

備考 十二年度分には同年度に於て豫算外支出の復興事業費貸付金及復興事業費補助二百三十六萬圓を包含す。

豫算繰延及追加額表

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

